

第3回定例会議事日程（第2号）

第1 一般質問

濱田 尚君

1. 地方創生2.0への対応について

石破首相の所信表明には、地方創生の原点に立ち返り、地方を守り抜きます。「地方こそ成長の主役」で、地方創生をめぐるこれまでの成果と反省を活かし、地方創生2.0として再起動させます、と力強く述べられた。選ばれる地方として、本市はどのように取組んでいく考えか。

- (1) これまでの総合戦略の評価と今後の方向性について伺う。
- (2) 地方創生2.0における「楽しい」は、重要なキーワードであると思う。地方の未来創造に、また希望と幸せを実感する社会をどのように実現していくか伺う。

2. 商工振興について

市内で大多数を占める小規模企業及び中小企業は、雇用創出や地域経済の発展等、市民生活に重要な役割を果たすと同時に地域に貢献しています。持続可能なまちづくりを図るうえでは、これらの企業の経営の安定や持続的な発展が必要です。

- (1) 中小企業・小規模企業振興基本条例の制定状況や理念について伺う。
- (2) 本市でも地域経済発展のために、条例制定すべきではないか。

田畑和彦君

1. 認知症の対応について

3月議会で認知症に関する質問があった三日後、本市で認知症の方が行方不明になりお亡くなりになった。本市には認知症及び予備軍が約3,000人いると言われており、いつ徘徊事案が発生してもおかしくない状況である。

- (1) 市長は命に係わる“認知症”について、どのように受け止めているのか伺う。
- (2) 直近3年の行方不明件数やその結果、徘徊行動のケースについて伺う。
- (3) 見守りSOSネットワーク登録者を増やすための計画・手段・周知について伺う。
- (4) 見守りタグ登録者が少ない理由は、何が原因か伺う。
- (5) 早期発見保護には、躊躇せず徘徊情報を早く発信することが重要と考えるが如何か。
- (6) 捜索や情報提供協力者・協力機関は、どのような箇所呼び掛けているのか。
- (7) 徘徊模擬訓練は重要と考える。訓練について伺う。
- (8) まちづくり協議会のボランティア捜索活動時の炊き出し班に対する補助制度は必要と思われるが如何か。

2. 資源物・ゴミ出し等について

本市の65歳以上の高齢者は全体の4割である。高齢者から膝や腰が痛いなかでの資源物当番は、困難！難儀！であるとの声が多くある。

- (1) 公民館によっては、「資源ごみは当番制」になっているが、廃止・見直しを検討してはどうか。
- (2) 公民館未加入者のゴミ出し対応について伺う。
- (3) 外国人の方へのゴミ出しは、平等にすべきと考えるが如何か。
- (4) ゴミ処理について、将来を見据えて考えると、隣接市の処理業者との連携を検討すべきと思うがいかがか。

東 育代君

1. ハラスメント防止の取組について

- (1) ハラスメント撲滅宣言や条例制定など、各自治体の取組が進んでいるが、本市の考えを伺う。
- (2) 全国の自治体でカスハラ（カスタマーハラスメント）防止条例を制定する流れが加速

しているようだが、本市の考えを伺う。

2. 消防行政について

- (1) N E T 119緊急通報システムの取組について、令和7年度の新規事業として導入されたが、具体的にどのような取組をされているか現状を伺う。
- (2) 市内に分娩できる医療機関が無いことから、妊婦の緊急対応及び不安解消のための取組として、消防本部で妊婦情報を共有し緊急時に備える取組が他自治体では始まったが、本市で取組む考えはないか。
- (3) 救急出動について
 - ①一般負傷者の救急件数が増加傾向にあるようだが、その分析はどのようなか。
 - ②救急依頼が重複した際の対応について伺う。
 - ③職員数や救急自動車数について、現状で十分なのか。
- (4) 消防は、火災・救急・災害対応など、緊急・迅速な対応が常に要求される。現在の職員数や消防車両の状況を考えれば、消防本部と分遣署の統合を急ぐべきではないか。
- (5) 知識が豊富で専門的見識をお持ちの消防職員OBが市内には沢山おられます。OBの方々に協力をいただいて、消防のバックアップ体制の充実を図ることはできないか。

大六野一美君

1. 本市の食料自給率を問う

- (1) ロシアのウクライナ侵攻以降、全ての物価が高騰し、全ての市民が苦しい生活を余儀なくされている。とりわけ、生きる為の基である食料に関し、本市の状況をどの様に認識され、どの様に改善しようとしているのか問う。
- (2) 減反政策による荒廃地増や米価格の異変について、どういう角度でとらえておられるか。又、どの様な政策をお持ちであるか問う。
- (3) 自給率をアップさせる為の施策をお聞かせ下さい。

2. 観光地誘客と整備について

- (1) 本市観光の基点である西岳2号線の道路拡幅工事が遅れている。令和10年度迄の計画である事は承知しているが、冠岳一帯は登山客も多く、早急な整備が必要ではないか。
- (2) 洋上風力も県が国に情報提供され、市長の施策の1丁目1番地も動き出した。観光や経済的見通しを問う。

吉留良三君

1. 女性や若者に魅力あるまちづくりの推進について

- (1) 地方創生10年、東京一極集中を解消できなかったのは、賃金格差や男女の役割分担など地方の根強い因習が原因と言われる。3月議会で「男女共同参画推進条例」を制定したが、市長はこれまでをどのように総括するのか伺う。
- (2) 「男女の役割分担」などの解消に向けて、「男女共同参画推進条例」をどのように周知し具現化していく考えか。

2. 身寄りのない高齢者・単身者問題について

- (1) 少子高齢化、核家族化、家族関係の希薄化等の影響で身寄りのない高齢者・単身者が増えつつあると思うが本市の現状はどうか。
- (2) 身寄りのない方の「お葬式・行政手続き・遺品整理等」の対応についての本市の実態と自治体の役割について伺う。
- (3) 相談窓口を福祉課の係などに一本化して、医療機関や施設等からの相談を受け付け、関係部署との連携を図っている市町村もあるようだが、本市の相談窓口の体制はどのようなか。
- (4) 令和5年12月に厚生労働省の身寄りのない高齢者への支援に関する実態調査が行われたが、主な調査内容と本市の回答はどうだったのか。
- (5) 身寄りのない方の支援について、包括支援センターや福祉課などにおける具体的な相談事例と現行制度での課題を伺う。
- (6) 民生委員や自治公民館長がお葬式に関わった事例や死後の遺品整理や死後手続きに携わった事例等があるか。
- (7) 霧島市などが身寄りのない方の「支援ガイドライン」を作成している。他の自治体で

も作成の動きがあるようだが、県内の動向、本市の考えを伺う。

- (8) 少子化などで無縁墓が増加していると思うが、墓地の改葬の申請・墓じまいなど、本市の現状と管理されないお墓の課題を伺う。

3. 川内原発の安全対策について

- (1) 川内原発の20年延長が知事に許可され、次世代炉の建設まで言われ始めた。高速増殖炉もんじゅの廃炉や川内原発の使用済燃料プールも間もなく満杯で、乾式貯蔵を選択すると半永久的に事故・被曝の不安にさらされることになる。30キロ圏内の市長としてこれらの懸念・不安への基本的な見解を伺う。
- (2) 能登半島地震では、志賀原発も被災した。原発付近では活断層は問題なしとされていたが、実際は隣接地に活断層があり予想を超える被害となった。川内原発の活断層の調査状況、現状について伺う。また川内原発の敷地内、周辺部の活断層については、どのように認識しているのか。
- (3) 本市のモニタリングポストの設置状況、能登半島地震で発生したデータのトラブルと同様の事態への本市の対策を伺う。
- (4) 原発事故時の避難計画をめぐるアンケート結果では、30キロ圏内の9市町のうち5市町が計画見直しに言及、本市は「どちらかと言えば必要ない」と回答している。「避難道路の寸断は想定していない」としたが、回答の判断はどうだったのか伺う。
- (5) 能登半島地震では、道路が寸断され集落が孤立した。川内原発で同様な集落孤立の事態になった場合、安定ヨウ素剤の配布が難しくなると思うが、備蓄場所の見直しが必要ではないか。

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 15名

1番	田畑和彦君	9番	大六野一美君
2番	西田憲智君	10番	濱田尚君
3番	高木章次君	11番	東育代君
4番	江口祥子君	12番	竹之内勉君
5番	吉留良三君	13番	下迫田良信君
6番	松崎幹夫君	14番	原口政敏君
7番	田中和矢君	15番	福田清宏君
8番	(欠員)	16番	中里純人君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	石元謙吾君	主	査	神 藺 敦 子 君
補	佐	岩下敬史君	主	任	宮之原 聖 君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	中屋謙治君	水産商工課長	榎並哲郎君
副市	長	出水喜三彦君	長寿介護課長	松崎知人君
教育	長	相良一洋君	まちづくり防災課長	宮持大作君
総務課	長	長畑正博君	市民生活課長	西久保敏彦君
企画政策課	長	山崎達治君	農政課長	久木田 聡君
財政課	長	神藺正樹君	都市建設課長	吉見和幸君
教育総務課	長	吉永康彦君	福祉課長	田中俊二君
消防	長	上夷征史君		

△開 議

○議長（中里純人君） これから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（中里純人君） 日程第1、一般質問を行います。

これより、通告順により順次質問を許します。

まず、濱田尚議員の発言を許します。

[10番濱田 尚君登壇]

○10番（濱田 尚君） 皆様、おはようございます。通告に従いまして、地方創生2.0への対応について質問いたします。

石破首相の所信表明には、「地方創生の原点に立ち返り、地方を守り抜きます。地方こそ成長の主役で、地方創生をめぐるこれまでの成果と反省を活かし地方創生2.0として再起動させます」と力強く述べられました。

リニューアルでないアップデートした2.0の方向性での基本姿勢として掲げてありますのは、1、当面は人口及び生産年齢人口が減少するという事態を正面から受け止めた上で、人口規模が縮小しても経済成長し社会を機能させる適応策を講じていきます。

1、そのために人を大事にする地域、楽しく働き楽しく暮らせる地域をつくる。人手不足が顕著となり人材や労働力が希少となるがゆえに、教育・人づくりにより人生の選択肢・可能性を最大限に引き出すとともに、その選択肢を拡大していきます。

1、また、災害に対しては、地方を取り残さないように都市に加えて地方を守る。そのための事前防災、危機管理に万全を期すということであります。

これらのことは、地方におきましても重要なことで、大いに期待をしております。

本市も、選ばれる地方としてどのように取り組んでいくのか。これまでの総合戦略の評価と今後の方向性について伺い、壇上からの質問といたします。

[市長中屋謙治君登壇]

○市長（中屋謙治君） おはようございます。濱田尚議員の御質問にお答えをいたします。

これまでの総合戦略の評価と今後の方向性についてということであります。

本市は、これまで直面する最大の課題であります人口減少・少子化に歯止めをかけるべく、平成27年に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定いたしております。

第1期の総合戦略では、産業振興によります定住促進や次世代を担う人材の育成の支援、地域コミュニティの活性化など49の個別施策により、まち・ひと・しごと全体の好循環の創出による地方創生に取り組んでまいりました。

また、令和3年度からの第2期総合戦略では、子育てをしやすい環境整備、移住・定住促進施策の充実、また、まちの魅力向上など26の個別施策を展開しているところであります。特に令和5年度からは、若者や子育て世代に重点を置いた施策を展開し、定住促進補助金、さらには、三つの無償化を柱とする子育て支援策の充実により子育てしやすい環境整備を図り、若年世代の転出の抑制、移住促進に取り組んでいるところであります。

この10年間の取組では、三つの無償化をはじめ、様々な経済的支援によります子育て世代の暮らしやすさの向上に努めてきたところでありますが、2013年に国のほうから発表されました人口推計値よりも人口減少ペースが緩和しております。さらには、令和5年度から2年連続となります転入超過、子育て世帯の転入の増加、こういった一定の効果があつたものと考えております。

一方で、課題として、就職や進学を機に転出する若者世代の減少率が依然として高いこと、また出生数の激減、こういった大きな課題もあると考えております。

今後につきましては、これまでの成果と課題を見つめ直し、地方創生2.0や国の動向を踏まえ、人口減少・少子化対策に粘り強く継続的に取り組んでまいりますとともに、本市の強みや個性を生かした魅力あるまちづくりを進め、選ばれるまちの実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○10番（濱田 尚君） 今、ある一定の成果があったということで、これからも粘り強く進めていくということでもあります。

10年前は市長も副市長として携われてきたわけがありますけれども、3年半前に市長に就任されて以来、総合戦略というのは計画に沿って遂行されていることでもありますけれども、49事業にはそれぞれ強弱や濃淡があったと思います。そういう中で、3年半前に市長のマニフェスト、その中で印象的な「ワクワクするまちづくり」というのが非常に夢のあるいい言葉だったと思いますけれども、そういった市長が目指した「ワクワクするまちづくり」の施策との整合性と評価というのは、市長御自身でどのように捉えられておりますか。お伺いいたします。

○市長（中屋謙治君） 4年前、3年半前になりましたけれども、市長選に立候補するに当たって代表する言葉、これからのまちづくりを一言でといったときに、私は「ワクワクするまちづくり」、わくわくするという高揚感を引き出す、このことが大きな力になる、このように思って3年半前に掲げたところでございます。

「ワクワクするまちづくり」、改めて考えてみますと、市民の皆さんが将来に向かって夢であったり希望であったり期待感、こういうものを引き出す、そして、その結果まちに対する誇りと愛着が生まれる、こういうことであろうとっております。就任以来およそ4年間、この理念をあらゆる施策の根底に据えて取り組んできたつもりであります。そして、行政ができること、市民の皆さんと一緒にやること、ここら辺を考えながら取り組んできたところでございます。

壇上からも申し上げましたように、例えば、三つの無償化などによります子育ての支援策、それから、長崎鼻公園についても随分長いこと施設が老朽化し何とか再整備してほしいという声で、このワクワク感を引き出すための今回再整備事業にいよいよ取りかかるという段階であります。それから、教育においては、本市ならではの特色を引き出すためにということで、英語教育に重点化した形でもって取り組んできているようでございます。

そういう積み重ねが、特に若い皆さん方、子育ての世代の皆さん方からは、このまちで子育てをしたい、このまちに住みたいと。こういうことになるのではなかろうかと思っております。

加えまして、洋上風力発電の構想、いよいよということで、1歩前に進んだと思っております。さらには新しい工業団地の整備、それからIT企業の誘致、こういったものに取り組むことで、これからの本市の可能性といえましょうか、ワクワク感を引き出すための事業というのは徐々に芽が出てきているのではなかろうかと思っております。

こうした事業を積み重ねることで、最終的に本市が選ばれるまちになっていくことが期待できるのではなかろうかと思っております。

引き続き、壇上からも申し上げましたけれども、人口減少・少子化対策に粘り強く取り組みながら、そして本市ならではの魅力を引き出す、このことに取り組んでまいりたい、このように思っております。

○10番（濱田 尚君） ある一定の成果も出てきていると認識するところでもありますけれども、やはり、市長、ワクワク感の、市長から今度は職員の方、職員から市民の方という伝播というか、そこがしっかりと伝わってない部分もあるかと思っております。そういった手法も今後はどう進めていくかというのは大事なところでありますので、続けていっていただきたいと思っております。

しかしながら、子育て支援に関しましては、国も地域間で人口を奪い合うような施策が展開され、結果として東京一極集中の是正が進まなかったということで、子育て支援も、今後はそれぞれの自治体はその無償化に関してはそれぞれ取り組んでいくということになっていくかと思っております。国のほうも全面的にそういった形で支援をするかと思っております。

そういうことを考えますと、やはり特徴的な施策というのが大事になってくるかと思っております。国が、1.0から2.0にアップデートしてきた。本市も、相当ステップアップをしながら、国の政策を追い越していけるぐらいに努めていかんないかんと思っております。

そういう中で、持続可能性という点では、市民一

人ひとりの内なる充実、ここに住んでいて心の充実とか、さらには幸福感を得られるような施策というのが、今後重要になってくると思います。

そこで、地方創生2.0の中には「楽しい日本」という言葉があります。それは、昭和45年の大阪万博に関わった作家、堺屋太一氏の著書、これでありませけれども、「三度目の日本 幕末、敗戦、平成を越えて」から引用されたものであります。

著書の中には、「近代日本のこれまでの150年の間に、この国は時代の転換期を2度迎えている、幕藩体制が崩壊した明治維新と国土が焼け野原になった敗戦である。その都度、日本は立ち上がり、「一度目の日本」、「二度目の日本」を創ってきております。そして、令和に入り、従来の経済成長イコール豊かさという価値観から、創造性や多様な生き方がより重視される社会へ移行する」と予測しております。その上で、日本の未来像として、「豊かな日本から楽しい日本への転換」を主張しています。

石破首相は、この考えを基に、「かつての国家が主導した強い日本、企業が主導した豊かな日本、加えてこれからは一人ひとりが主導する楽しい日本を目指したい」と言われております。また、楽しい日本とは、全ての人が安心と安全を感じ自分の夢に挑戦し、今日より明日がよくなると実感できる、多様な価値観を持つ一人ひとりがお互いに尊重し合い自己実現を図っていきける、そうした活力ある国家と定義いたしております。

このことは、これからの地方にとって「楽しい」は重要なキーワードになるかと思えます。地方の未来創造に、また希望と幸せを実感する社会をどのように実現していくかだと思っております。

市長、その「楽しい」というキーワードに対して、市長の率直な思いをお伺いしたいと思います。

○市長（中屋謙治君） 今回、石破総理がキャッチフレーズといいましょうか、代表する言葉として「楽しい日本」、「楽しい」ということを掲げられました。テレビ等でも、以前の強い日本、豊かな日本、これに比べて楽しい日本というのはどうのことだ、分かりにくいよねと。こういうことがあちこち言われているかと思えます。

確かに、おっしゃるようなそういう観点でありませけれども、私が先ほど申し上げた、わくわくする高揚感に近いものがあるなどという気がいたしております。単なる娯楽や賑わいだけではなくて、それぞれが前向きになれる力、自分のやりたいことが地域の中で実現できるんだ、あるいは将来、未来に向かって希望を持てる、期待を持てる、こういったものが楽しい、前向きな気持ちというのが楽しいということではなからうかと思っております。

そういうことで、この楽しい日本、すなわちは楽しいいちき串木野市、楽しいまちづくり、これからはこういったものが大事な観点、視点になってくるんだらうと思っております。

○10番（瀧田 尚君） 市長がおっしゃるとおりだと思います。

やはり「楽しい」というキーワード、本当に大事にしていかないかんとつくづく思うところでありませ。成熟した社会の中で、まちづくりであったり地域活動にあって、今、本当に楽しい活動が市民の中でされているんだらうかという思いもあります。

そういうことを思いますと、この「楽しい」というのを追求していくのも大事な部分かなと思っております。そして、この「楽しい」は、個人で感じることも大事でありますけれども、人それぞれ、人と人、人の間で、共感、共有することが大きな力になると思しますので、そういった視点からもぜひ検討していただきたいと思います。

その中で、この「楽しい」の広がりをつくりやすいのは、外部の力であったり、外部からのヒントだと思います。外部からのいろんな御意見でそういった手法があったのか、それって楽しいよねと思えるような助言や取組を期待するアドバイザーの招聘とか活用とか、強いては副業などの関わり合いなど、そういったのも考えられないか、お伺いをしたいと思います。

○企画政策課長（山崎達治君） アドバイザーや副業人材の活用についてであります。

民間アドバイザーや副業人材といった多様な人材から新たな視点を得ることは、まちの可能性を広げる上でも重要なことであると考えております。

そのため、本市においては、市制施行20周年スタートアップ事業など多様な人材と連携・協働する共創の取組を進めているところであります。

特に、今年度から取り組んでおります次期総合計画の策定に当たりましては、「市民と共に未来を描く」というのをキーワードに、島根県海士町など多くの自治体で実績のある枝廣淳子先生をファシリテータにお迎えし、これまでの行政主導型ではなく、市民との対話や協働を重視したプロセスを取り入れることとしております。

今後につきましても、民間アドバイザーなどの活用を視野に入れ、こうした取組を通じて、地域に関わる楽しさ、自ら未来をつくる楽しさを実感できる地域社会の実現を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

○10番（濱田 尚君） 海士町の取組ですね。我々が以前島根県の合津市にも行きましたけれども、そこも、海士町の皆さんとのいろんな連携の中で進んできておりました。

そういったのが進んでいく、そして取組をされるというのは、やっぱり、そういう中に、こういうまちができれば楽しいよね、こういうまちにしたいよねという思いがあると思いますので、そういった一番の海士町のキーになる人の講演だと思しますので、幅広く聞く機会をつくっていただければと思っております。

国も総務省のほうで外部専門委員制度で地域力創造アドバイザーの派遣活用事業をやっておりますけれども、地域人材ネットの登録者も民間で634名、そして先進地の職員も24名いらっしゃいますね。そして、先進地の自治体の組織が二つというような形で、幅広くいろんな専門的にアドバイスできる分野があります。

地域づくりの人材の育成・教育とかシティプロモーション、自治体経営のイノベーションとか、そういったのをいろいろ含めて外部のいろんな見識を、将来の夢に向かって楽しく進めていくということが大事でありますので、ぜひ、そういったことも幅広く検討していただければと思っております。そういうことは、今まで市役所の中ではリーチでき

てなかった部分についてスキルアップにもつながるかなと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

次に移りますけれど、私どもも先進地に研修に行きますけれども、そこで活躍されている職員や関係の市民の方などの一生懸命取り組む姿は、使命感、達成感に、明らかに楽しんでおられると私は受け止めております。素晴らしい仕事をされているなと思うところであります。

ですから、その「楽しい」を、地域づくりやまちづくり×「楽しい」、農業や商工などの産業振興×「楽しい」、健康福祉に関しても×「楽しい」、市役所×「楽しい」というような形で、いろんな場面に楽しさを加えていく。そこを目指しながらプロセスの中で楽しんでいく。そういったことが大事かなと思っております。楽しさを徹底的に追及していくことが大事かなと思っております。それぞれの場面で夢や希望を抱きやすくなり、前向きに取り組むための重要な要素、重要な方向性であると思います。地方の厳しい市政運営にも推進力になるのかなと私は感じているところであります。

今後の市政運営全般にわたり、「楽しい」を取り入れた手法や政策形成、職場づくりなどの検討をすべきと思いますが、見解をお伺いいたします。

○市長（中屋謙治君） 今回、国のほうでキーワードとして「楽しい」ということであります。

以前のキーワードに比べて分かりづらいというのは、要するに、強いとか豊かな、それに向かって、全国民がその一つの目標に向かって進んでいこうということで分かりやすいということであったと思います。強い日本を目指して全国民が力を合わせていこうではないか、豊かな日本を目指してみんなで取り組んでいこう、こういうことで分かりやすかったと思うんですが、今回の「楽しい」というのは、一つの目標ではなくて、私は、ある面、多様なのかなど。個々人の価値観が尊重される。

ですから、全ての人が同じ価値観、同じ考えというのではなく、それぞれの考えをみんなが尊重しながら、そして個々人の価値観なり考えなり取り組む姿勢、これがそれぞれが楽しいということで、以前

とするという違う形の「楽しい」、キーワードであろうかと思っております。

先ほど来申し上げておりますように、私が4年前に掲げたキャッチフレーズ「ワクワク」、これと親和性の高いものであると思っております。その中には、一つの目標というのではなくて、それぞれの多様性がある、考え方に多様性があると。こういう中でのワクワク感であろうと思っております。

先ほど来申し上げておりますように、具体的な事業、例えば、市民の挑戦を応援するチャレンジなまち推進事業というのも今回取り組むことといたしております。それから女性が活躍するための取組事業、そして男女共同参画、男女の性別役割分担意識を解消していくことに対する取組、こういったものが、それぞれがそれぞれの価値観、相手の考えを尊重しながら前に進んでいく。全体として前に進んでいくということで、従来の一つの目標に向かって全市民がということではないのかなと。全国民がという、これとは少し時代が、考え方が変わってきているんじゃないのかなと思うところであります。

いずれにしましても、本市が、市民の幸せ、そしてまちの発展という、この大きな方向に向かって取り組んでいく、これが楽しいにつながる、このように思っております。

○10番（濱田 尚君） その多様性といった部分は非常に理解しながら、それに寄り添った形でしていかなければなりません。

そういう中で、市長が楽しく事業を進めてくださいよ、楽しく市民の皆さんと話し合っただけで進めてくださいという、その一言が、事業を推進する中でより良い方向に向かっていく確率は非常に高いと思いますので、そういった視点は持っていていただければと思います。そういうのも体系的につくれればいいんですけども、そういうのも目指していただきたいと思います。

楽しい自治体というので、この国の中で「楽しい」に振り切った自治体の在り方があれば、日本の自治体の中でのトップリーダーともなれるのかなと。そういう自分は思いもしておりますので、また、今後いろんな意味で情報交換をしていきたいと思っております。

次に移ります。

商工振興についてであります。

この件につきましては、同僚議員が令和3年12月議会の一般質問の中で、地場産業の振興で中小企業・小規模企業の振興条例を制定すべきとの質問がありました。それから3年半経とうとしております。止まらぬ人口減少、物価高騰や人手不足、後継者がいないなど、地域の商工業者を取り巻く環境は一層厳しさが増しております。

そういった状況下におきましても、市内で大多数を占める小規模企業及び中小企業は、雇用の創出や地域経済の発展など市民生活に重要な役割を果たすと同時に地域に貢献しております。持続可能なまちづくりを図る上で、これらの企業の経営の安定や持続可能な発展が重要であると思っております。

そこで、中小企業・小規模企業振興基本条例の制定状況や理念についてお伺いをいたします。

○水産商工課長（榎並哲郎君） 中小企業の振興を目的とした条例の制定状況についてであります。

県内では、鹿児島県のほか鹿児島市をはじめとする8市5町が制定をいたしております。

次に、理念についてであります。

制定している自治体の基本理念の規定をしてみると、中小企業の自主的な努力を基本とすること、中小企業者が地域経済の発展、地域住民の生活向上を支える役割を果たすこと、その振興に当たっては関係者が相互に連携や協力を行うことなどが規定されております。この理念に基づいて、中小企業と関係機関団体、そして自治体も連携しながら、地域経済の発展につなげていくものとなっております。

本市におきましては、条例は制定をしていないところでございますけれども、他自治体の基本理念と同様な考えを持って、これまで事業継続を目的としたエネルギー・物価高騰への対応や既存商工業者への支援のほか、新規の創業促進を行ってきたところであります。

また、連携という点におきましては、商工会や商工会議所、通り会などの関係団体との意見交換会を実施することで、中小企業の振興につなげているところでございます。

○10番（濱田 尚君） 状況や理念についてお伺いいたしました。

この条例は、コロナ禍前に条例化をするところが結構多かったんですけど、コロナ禍から条例化が進まない状況ではありますけれども、小規模事業者も、市来商工会の管内では201商工業者がいらっしゃいますけれども、小規模事業者が169で84%ぐらいですね。そして、商工会議所の会員が550名ぐらいいらっしゃいまして、小規模事業者が約500というようなことであります。90%ぐらいですね。

そういった中で地域に根差して経済活動をさせておりますけれども、やはり、これからは、例えば、洋上風力の発電の計画が進んでいるようであります。そういった中で、こういったプロジェクトにしっかり地元として参入できたり、地域の産業の拠点化などに、地元として経済波及効果を生んでいくためにも、こういった条例というのは非常に大事な部分かなと思っております。

以前も、大きな工事があっても、商工会議所から要望書等を出しましたけれども、なかなか地域には波及しなかったというところもお伺いしております。やはり、こういうのを条例化しながら、そういった理念に沿って地域の商工業者を守るんだという思いが大事であります。

そういった企業の皆さんをしっかり支えるために、理念を体系化して地域経済発展のために条例を制定すべきと思いますが、お伺いいたします。

○市長（中屋謙治君） 中小企業の振興を目的とした条例、先ほどの理念であったり趣旨というのは担当課長のほうから答弁したとおりであります。経営基盤の強化、地域経済の活性化、こういうことを目的に条例が制定されております。

先行する自治体におきましては、地域の経済循環によりまして中小企業の振興につなげる、こういう取組もされているようでございます。

本市におきましても、中小企業の振興に関する市の方針を明らかにし、そして地域全体で支援する体制づくりを整備する、このことが地域経済の推進、中小企業の振興・発展、さらには市民の雇用・生活の向上、こういう好循環につながっていくのではな

かろうかということも考えております。

先ほどありましたように、幸い、今回、洋上風力発電の候補地として県から国のほうに情報提供を行っていただきました。今後の事業化に向けた大きな1歩だと思っております。

今後の進捗におきましては、この大型事業に伴って期待されます、まずはインフラ整備、そして完成後のメンテナンス、こういう洋上風力関連の経済効果を地元経済にどれだけ取り込んでいくのか、これが大きな鍵であろうと思っております。

そういった意味でも、市内事業所が関わる機会の創出に向け市全体が同じ方向を向いて取り組むんだ、こういった機運醸成等々含めて、条例の制定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○10番（濱田 尚君） 制定に向けて取り組んでいくということで、やはり、こういうのはスピード感を持って早めになりたいと思っておりますけれども、スケジュール感的にはどのようなことをお思いでしょうか。

○市長（中屋謙治君） 中小企業への受注機会の増大というのが、県の中小企業振興に関する県民条例の中にもうたい込まれています。こういうものも参考にしながら、私どもとすれば、できるだけ早い機会に条例化に向けた取組を進めていきたいと思っております。

○10番（濱田 尚君） 条例化をしたところで、始良市なんかにお伺いしたんですけども、やはり、市役所と商工会の連携が本当に密になってきたということでもあります。そして、情報交換で、担当者の意識が高くなったということもお伺いいたしております。

自治体としたら、担当の職員の方はそんな長くずっとそこにいらっしゃるわけじゃないですよ。そういった中で、配置転換等で希薄化していき、その現状把握は難しいところでもありますけれども、こういった条例を制定することで、より問題意識を共有しないといけないというところで進んできておりますので、ぜひ、早く制定に向けて取り組んでいただきますように、そして、いろんな場面で、笑顔があふれる楽しいまちになるような施策を展開していただきますように申し述べて、質問を終わります。

○議長（中里純人君） 次に、田畑和彦議員の発言を許します。

[1 番田畑和彦君登壇]

○1 番（田畑和彦君） こんにちは。

事前通告いたしました2件は、先の3月議会の中で同僚議員が質問された案件でもありますが、多くの市民からお声をいただいておりますので、私からも質問をさせていただきます。

まず、認知症の対応についてであります。

3月議会の一般質問があった2日後の3月7日金曜日、本市在住の70歳代の男性が、お昼1時頃自宅を出たまま行方不明となり、その翌日3月8日朝8時過ぎに防災無線で情報提供を求めた放送がありました。警察や消防署、消防分団、中央地区まちづくり協議会、公民館、その他ボランティアなど、多くの方々が捜索に協力される中、防災無線があったその日の午後、防災無線を聞かれた市民の方から、国道3号線金山橋付近で目撃したとの情報が寄せられ、歩道に行方不明者のかばんが、そして歩道隣にある金山川に血のついた帽子が発見されたものの、本人を捜すことはできず、日没が過ぎ暗くなったため二次災害のおそれが懸念され、19時頃捜索を打ち切られました。翌日、捜索を再開し、不明から2日後の3月9日10時頃、かばん発見場所から約1キロメートルほど戻った水路で発見されましたが、残念ながらお亡くなりになりました。

私は、ボランティアとして捜索のお手伝いをいたしました。行方不明者の方は認知症を患っており、市外にお住まいのお2人のお嬢さんが駆けつけ、寒く冷たい小雨の降る中、川沿いにある柵に寄りかかりながら金山川を見つめ、そして、小さな声で声を振り絞るように幾度となく「お父さん、帰ろう」「お父さん、一緒に帰ろう」とおえつする姿に、思わず目頭が熱くなり、今でもその光景が脳裏に焼き付いております。暗く寒い水路の中で助けを待っていただいた心中や御家族のことを思うと、やりきれない気持ちでいっぱい胸が潰れる思いであります。

このように、認知症を抱えた方が一たび行方不明となると、家族は悩み苦しみ、まさに煩悶の時を過ごし、警察、消防署、地域の方々の協力をいただい

ても、ほぼ発見は難しく往々にして痛ましい結果となるのが現状であります。

昨日の南日本新聞に、昨年度、認知症やその疑いがあり警察に届出があった行方不明者数は1万8,000人に上り、統計を始めた12年前と比べ2倍近い水準との記事がありました。

3月議会で市長から答弁があったとおり、急速な高齢化の進展により認知症は増加傾向であり、いつ何どき認知症の方の徘徊事案が発生してもおかしくない状況であります。

そこで、市長は、命に関わる認知症についてどのように受け止めておられるのかお伺いをし、壇上からの質問といたします。

[市長中屋謙治君登壇]

○市長（中屋謙治君） 田畑和彦議員の御質問にお答えをいたします。

今回の不幸な事故は認知症の徘徊によるものとお聞きしており、大変心を痛めております。

思いもよらない形で尊い命を失われた故人へ哀悼の意を表しますとともに、心からの御冥福をお祈りいたします。あわせて、大切な家族を突然失われた御遺族に心からお悔やみを申し上げたいと思います。

また、今回捜索に携わっていただきました全ての関係者の皆様に、この場をお借りして心からのお礼を申し上げたいと思います。

さて、令和5年に警察へ捜索届の出された認知症の行方不明者は全国で1万9,039人とされているようでございます。これは過去最高ということで、1日当たり52件の認知症による行方不明者が発生している、こういうことになるようであります。

本市では、認知症及び軽度認知障害の高齢者数をおよそ2,900人余りと推計いたしております。今後も、増加傾向になると見込まれるため、認知症を起因とする徘徊も増えてくるのではなかろうかと思っております。

このため、本市におきましては、認知症の理解促進を図る認知症サポーター養成講座や認知症カフェのほか認知機能低下予防を目的とした脳若教室、徘徊時の対策となります徘徊・見守りSOSネットワーク事業、みまもりタグの推進、さらには認知症の

人に早期に関わる認知症初期集中支援事業など、こういった様々な施策に取り組んでいるところであります。

国が示すとおり、認知症は誰でもなり得るもので、まさに他人事ではない、そういう時代に入ってきたと言えると思います。新しい認知症観を踏まえ、隣近所の間人関係による助け合える社会づくり、認知症の方が、その家族が、地域とのつながりによって安心して暮らしていける地域づくりを進めていく、これが極めて大切なことだと思っております。

○1番（田畑和彦君） 今、市長のほうから、サポーター養成講座、あるいは認知症カフェなどなど、他人事ではない、安心して暮らすまちづくりに取り組んでいくんだというお言葉がありました。

認知症徘徊による痛ましい事案が再び発生しないよう、少しでも改善につながればという思いで2日間捜索に携わった者として、現場でのお声や私自身が感じたことなどを質問させていただきます。

今回の行方不明事案は、私は、助かった、救えた事案であったと思います。といいますのも、警察に情報を寄せられた方は、不明者が家を出られた当日の2時間後の15時過ぎ、本人と思われる目撃をされたようです。家族の意向として、皆さんに迷惑をかけたくない思いは理解はできますが、せめて不明になられた夕方に防災無線での呼びかけがあれば、保護できたものと思います。

これまで担当課として様々な取組をされたことは承知しておりますが、まず、直近3年の認知症行方不明の件数やその結果、そして徘徊行動のケースについてお伺いをいたします。

○長寿介護課長（松崎知人君） 地域包括支援センターが把握している認知症又は認知症と推測される行方不明者で、防災無線を通じて捜索が呼びかけられた件数は、令和4年度1件、令和5年度1件、令和6年度2件の計4件で、3件は無事発見され、1件は3月の事例でお亡くなりになっています。

この4件のうち事前に地域包括支援センターが関わっていた方は1件で、市外施設に入所中に行方不明となり市内の自宅付近で発見されたケースでした。

また、徘徊・見守りSOSネットワーク登録者に

ついては、令和4年度以降配信実績はありませんが、行方不明になりかけたケースが、令和5年度3件、令和6年度に4件発生しています。

続いて、徘徊事例としては、散歩中に偶然バス停に停車したバスに乗り込み料金の支払いができず保護されたケースや、家族と病院受診した際、1人で車を運転してしまい市外で保護されたケース、また、県外での同窓会に向かわれたものの、会場にたどり着けず警察に保護されたケースがあり、先の2例は要介護2、最後の例は要介護1の認定をお持ちの方でありました。いずれのケースもそれまで徘徊されたことはなく、本人は散歩や医療機関受診等のはっきりとした目的を持って出かけていらっしゃると思いますが、途中で状況が分からなくなり行方不明になったもので、包括支援センターでは事前に把握していないケースでありました。

○1番（田畑和彦君） 今、課長のほうから御答弁いただきました。

明確な目的を持って出かけ、途中で状況が分からなくなり行方不明になったというケースの御紹介がありました。また、包括支援センターの事前把握がないとの御答弁もありましたが、なかなか難しい問題でありますけれども、今後ますます増加する事案でありますので、包括支援センターの関与の在り方は今後の課題として検討していただく必要があるかと思っております。

3月議会で本市の認知症及び予備軍の人数、先ほど市長から2,900人余りとありましたけれども、この約3,000人に対し、徘徊・見守りSOSネットワーク登録者数が1%強の36人とのことでしたが、登録者数が少ないと私は考えます。

増やすための計画、手段、周知をどのように考えておられるのか、どのように取り組もうとしておられるのかをお伺いいたします。

○長寿介護課長（松崎知人君） 令和4年に実施した高齢者等実態調査では、一般高齢者で70.4%、在宅要介護認定者で67.1%の方が、徘徊・見守りSOSネットワークを知らないと回答されています。

地域包括支援センターでは、毎年、在宅福祉アドバイザー研修会や公民館長研修の際にチラシを配付

し説明しているほか、認知症サポーター養成等の出前講座、市ホームページを活用して市民への周知を図っています。また、市内の居宅介護支援事業所には、担当する要介護認定者の必要に応じて登録を促すようお願いをしているところでもあります。

今後の取組として、周知度が低い現状を踏まえ、まずは、ころばん体操の参加者へ制度の周知を図ってまいりたいと思っております。

○1番（田畑和彦君） 徘徊・見守りSOSネットワークのシステムを知らないというのがかなり高いような数字であります。今後周知度アップを図るといふ答弁でありましたが、ますます認知症の増加は避けられない状況であります。登録者が増えることはとても重要なことでもありますので、ぜひ、取組の強化を図っていただきたいと思っております。

次は、みまもりタグについてであります。

広報紙3月号で周知の案内がありましたが、登録者数が9人とこれまた少ない人数であります。何が原因なのかをお伺いいたします。

○長寿介護課長（松崎知人君） みまもりタグ登録者についてであります。

みまもりタグは、市民へ認知症に対する理解促進と地域に住んでいる認知症の方や家族をアプリを介してボランティアで見守る仕組みの構築を目的としており、結果、徘徊時捜索の一助とするものです。

対象者は、徘徊・見守りSOSネットワーク事業に登録されている者のうち希望する者としております。

地域で見守る体制構築のため、タグ登録の際には、民生委員、まちづくり協議会等の地域住民、かかりつけの医療機関や介護関係者等による地域ケア会議を開催して、登録者に対して地域の理解を図り、それぞれの立場でできる支援等を協議しております。

5月末現在、徘徊・見守りSOSネットワーク登録者で在宅の方が28人、そのうち10人が登録されていますが、登録されない方の理由としては、念のための登録でタグを持つまではないという方や日中介護サービスを利用するから、また登録はするものの周辺の住民に認知症であることを知られたくないなどとなっております。登録が少ない理由は、事業を御存じない市民が多いことや認知症であることを知

られたくないという本人・家族の心情によるものが、主なものと思われまます。

事業の周知を図りつつ、登録を必要とする認知症本人、その家族の気持ちや思い、個人情報保護を尊重しながら普及を図ってまいります。

○1番（田畑和彦君） ただいま、説明をいただきました。

タグ利用時は地域の力を借りる必要があるということで、民生委員やまちづくり協議会の方々との協議や情報共有を行っているとの答弁でありました。このことにより、家族がためらい、タグ利用はしないとのことで、それから先に進めないとの答弁と理解をいたしました。

他市の取組事例として、人口規模は異なりますが、36万人の群馬県高崎市担当者によると、10年前の10月から、行方不明の心配のある高齢者・家族にGPS機器の無償貸与を開始し、今年3月末で299件の貸与、開始後システム利用者が行方不明となった事案は1年間に288件、昨年3月末時点の9年間の累計は2,595件であり、全てが無事保護され、そのうち9割の事案が1時間以内に保護されたとのことであります。

背景を伺うと、24時間365日体制で稼働する委託業者、見守りセンターの存在もある。また、GPS利用者があった場合、御近所や区長、民生委員には個人情報等の関係もあり、共有していないとのことであります。

本市のタグ利用者が増えないのは、情報共有が足かせの一因とも考えられます。高崎市方式を参考に取り組めば、タグの利用者が増加するものと思っております。

その効果を高めるために大事なことは、まず、家族の方は隠したい、他人に迷惑をかけたくない、自分たちで探すなどの思いから、徘徊情報発信が遅くなりがちであります。検索範囲が広範囲にならず早期発見・保護につながるよう、認知症の方が徘徊した時点で、ちゅうちょせず早めに防災無線を活用し情報発信することが重要と思っております。このことについて、お伺いをいたします。

○長寿介護課長（松崎知人君） 実際に行方不明者

が出た家族は自力で捜索し、相当時間が経過してから困り果てて警察や消防に捜索を依頼し放送を要請するケースが多いとお聞きしております。

認知症の方の行方不明は事故や人命に関わることが想定され、迅速な初動が重要となりますので、もしの場合は、速やかに警察・消防へ届け出ることや防災無線の活用が重要であると思っております。

○1番（田畑和彦君） 防災無線についてのお話をいただきましたけれども、この防災無線の内容というのは、警察署に行ってお伺いもしたりしたんですが、御家族の御意向を重視とのことでありました。

公民館名や名前などは公表せず、年齢、性別、服装などにとどめ、家族・本人の情報保護を守り、守られていることを家族にしっかりと周知・啓蒙を図ることが、私は大事だと思います。この件について、当局のお考えをお伺いいたします。

○長寿介護課長（松崎知人君） 行方不明に関する防災無線を放送する際は、原則、家族の申請により匿名を希望された場合は、個人情報保護に配慮して氏名や公民館名を伏せた放送も行っております。

先ほども申し上げましたが、認知症の方が行方不明となった場合は迅速な初動が重要であります。緊急時は速やかに警察・消防へ届け出ることと併せ、防災無線では個人情報に配慮した放送も可能であることを出前講座等を通じて周知を図り、ためらわずに活用することを呼びかけてまいりたいと思います。

○1番（田畑和彦君） 機会を見てためらわずに防災無線活用という働きかけをやるということでしたので、ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

防災無線放送後に大事になってくるのは、捜索や情報提供の協力者・協力機関が極めて重要な存在となります。お隣の日置市では、支え愛あんしんネットワーク事業として、日置情報メールに登録し行方不明の情報を受信した場合、日常生活に支障がない範囲で早期発見・保護に協力する体制を取っており、約4,000人の登録者があるようです。

本市では、見守りアプリについて、46か所、1,626人に事業の趣旨説明とアプリのダウンロード説明など工夫を凝らしながら取り組んでおられるようですが、アプリ上では登録者数が95人前後と少な

いようであります。

他市では、協力者、協力機関・団体として、警察、消防、民生委員、商工会議所、メール会員のほか、牛乳・新聞配達、郵便局、ガソリンスタンド、タクシー、理容・美容、宅配業者などをお願いしているようですが、本市はどのようなかをお伺いいたします。

○長寿介護課長（松崎知人君） 徘徊・見守りSOSネットワークの協力機関は、高齢者クラブ連合会、民生委員児童委員協議会、まちづくり連絡協議会、社会福祉協議会、介護支援専門員協議会、地域女性団体連絡協議会、介護サービス事業所代表、グループホーム・小規模多機能型居宅介護事業所代表、訪問給食事業所、商工会議所、商工会、串木野郵便局、タクシー会社代表、いちき串木野石油ブロック会、新聞販売所代表、乳製品販売業の17団体及び警察、消防、庁内関係課で構成しています。

SOSネットワーク登録者が行方不明となった際は、市の公式LINEを通じて、協力機関も含め広く市民に対し、発生日時、性別、年代、発生地区、服装等の情報を発信し、みまもりタグ登録者の場合は、併せてアプリの感度を高くするようお願いすることとしております。

○1番（田畑和彦君） 大方網羅しているようですが、宅配業者への呼びかけがないようでありますので、宅配業者の方は昼夜に関係なく市内各所を巡回されておられます。協力をお願いすることも必要かと思っております。

その際、サポーター講座を受けておられればベストですが、時間の関係でかなわないことが予想されます。とはいえ、企業はCSRとして、雇用、納税、地域貢献などを標榜しているので、徘徊者の保護・発見の協力会社となったことを朝礼などで社員に周知してもらえば、支援体制がさらに強化されると思います。ぜひ、宅配業者への協力の依頼のほうも取り組んでいただきたいと思っております。

次に、徘徊模擬訓練であります。

本市の中央地区まちづくり協議会では、12年前の2013年4月に、捜索班、情報班、連絡班、炊き出しなどの後方支援班を編成した行方不明者捜索要領を

自主的に作成し、地域の住民、包括支援センター、社会福祉協議会などの方々の協力を得て、これまで、2017年に83名、18年に108名が参加された訓練を実施されております。

今回、訓練が生かされ、行方不明発生の防災無線放送直後、中央交流センターに鮫島会長ほか役員の方が集まり、初期にできるだけ早く広く対応することが早期発見・保護につながるとの判断から対策本部を設置し、2日間にわたり実に手際よく搜索活動をされました。

訓練は、認知症の原因や症状について正しく学び、認知症への理解が深まり、認知症の人やその家族を見守り支えていく意識が高まるほか、徘徊者に対し声かけ、見守り、無事に保護する仕組みの整備など、地域全体で支え見守る仕組みを考えるきっかけになるものであります。

本市は、最近、地域を巻き込んだ徘徊模擬訓練は行っておらず、まちづくり協議会に呼びかけ参加をお願いするとのことでありました。いざ事が起きたときには日頃の訓練がとても重要であります。

そこで、再度、徘徊模擬訓練について、当局の考えをお尋ねいたします。

○長寿介護課長（松崎知人君） 徘徊模擬訓練につきましては、新型コロナの影響もあり、平成30年度の中央地区を最後に実施できていない状況であります。この実施できなかった期間中に、みまもりタグ事業を導入したことや国から新しい認知症観が示されるなど、従前の訓練では現状にそぐわない点もあることから、現在、みまもりタグアプリを使用した徘徊模擬訓練の手法や規模、内容等を再検討しているところであります。

事前の訓練を行うことは大変重要でありますので、できるだけ早い時期に、市民が参画する訓練を呼びかけ、実施してまいります。

○1番（田畑和彦君） ぜひ、徘徊模擬訓練の実施のほうに取り組んでいただきたいと思います。

加えて、訓練後は、訓練結果を基に、より分かりやすく動きやすくするようにマニュアルの見直しなども図っていただきたいと思います。

また、行方不明の搜索は一つの公民館単位では限

界があるので、発生地区のまちづくり協議会を中心に取り組むことが大事であると思います。

一方、16のまちづくり協議会では、携帯のグループLINEがつながっており広域にしかも瞬時に情報共有が図られるため、連携した訓練も行っていただきたいと思います。

次に、先ほど申し上げた中央地区まちづくり協議会の対策本部では、婦人部による炊き出しがあり、ボランティアで搜索活動をする方々や不明者になられた家族へ、おにぎり、つけ揚げ、漬物などの食糧支援がありました。費用は、中央地区まちづくり協議会からの捻出で実費1万円ほどかかったようであります。

現在、自主防災組織活動補助金として8万円の助成制度はあるようですが、このような緊急時のボランティア活動の炊き出しについては別枠で実費相当分の補助制度を設けるべきと考えますが、いかがかお伺いをいたします。

○まちづくり防災課長（宮持大作君） ボランティア搜索活動に対する補助制度についてであります。

本市で行方不明者が出た場合、警察か消防に届出がなされ、両機関が合同で搜索に当たることとなります。消防本部におきましては、搜索対応マニュアルに基づき、自治公民館長や市へ協力依頼を行い、あわせて公民館の建物を対策本部として設置する場合もあります。

行方不明者には、認知症や疾病によるものや家出やレジャーでの遭難等があります。搜索につきましては、警察や消防、地域住民や関係機関の役割を明確にし、効果的で効率性のある仕組みづくりが必要であると考えております。

炊き出し等に関する補助制度の質問ですが、まずは、搜索に関する体制づくりが重要であると考えており、本市の搜索対応マニュアルを基本にし、他市の状況も参考にして要綱を整備したいと考えております。

○1番（田畑和彦君） 認知症で行方不明になられた御家族は、冷静さを失い焦燥感でいっぱいの状態で計り知れない心労があります。その状況にあって、地区公民館のボランティア活動は頼りになる存在で

あります。せめて、行方不明者があった地区公民館でボランティア搜索活動をしてくださる方々にだけでも、今答弁がありました搜索に関する要綱を早く整備し、炊き出しに対する補助制度の創設にぜひとも取り組んでください。

3月議会で、市長は、認知症施策推進計画をつくるのが目的ではない、実効性のある推進計画をつくることに注力をするとの答弁もあったところですが、認知症の徘徊は、いつ発生してもおかしくない事案であり命に直結する事案でありますので、まずは、できることから早急に取り組むことを要望し、次の資源物・生ごみ等について質問をいたします。

資源物当番についてであります。

本市の65歳以上の高齢者は、約1万200人、全体の約4割を占めております。高齢者の資源物当番は、膝や腰が痛く30分ほど立っていることがつらく非常に困難だ、難儀だ、指定場所までいつまで行けるのか、転びそうになりけがをしそうだななどなどの深刻なお声を聞いております。

当番制について、日置市は資源物や生ごみなどの当番制はありません。本市の場合、当番の回数は少ないとはいえ、高齢者の方々は、御負担を抱えながらも快適な市民生活環境を支えるためボランティアで協力しておられます。とはいえ、高齢化が急速に進展している中で、今のやり方を継続することは厳しい現状であります。

市長も高齢者の方の深刻なこのお声をお聞きのことかと思いますが、このお声に対し真摯に向き合い、当番制の廃止や見直しを検討すべきと考えます。あわせて、日置市では当番制廃止ができて、なぜ本市ができないのか、なぜ廃止に踏み込めないのかの理由をお伺いいたします。

○市民生活課長（西久保敏彦君） 立ち当番制による資源物の回収は、違反ごみの混入防止や収集までのごみの飛散防止のため、環境センターが稼働した平成11年度から開始し、市民の皆様的生活に定着していると考えております。

その結果、令和6年度の資源物回収での違反ごみの混入は約20件と非常に少ない状況であります。資源物回収での回収用品の設置や後片づけなど、市民

の皆様への御協力に感謝いたします。

現在の回収方法は、違反ごみ対策などがうまく機能しており順調に資源物が回収できておりますので、今後も継続させていただきたいと考えております。

立ち当番の実施方法は、公民館等により異なっているようであります。実施方法については、状況によって柔軟に対応していただければと思います。

今後とも、この回収活動を存続できるよう、立ち当番やごみ出しが困難な方については、共生・協働のまちづくりのためにも地域・公民館で御協議いただき支え合うことで支援していただきたいと考えております。

○1番（田畑和彦君） 今の答弁によりますと、当面は当番制ありきというふうな答弁でありました。

先ほどから申し上げていますように、高齢者の方は、肉体的・体力的にも大変無理をして担当をされておられます。

当番がどうしても必要ということであれば、高齢者の深刻なお声に対する対応策として、例えば、247か所のごみステーションに1～2名の当番をお願いし、お1人当たり年1万円程度の謝金を予算化し対応する方法もあろうかと思っております。

とにかく、このままでは厳しい現状であります。ルールを守れば立つ必要もないわけでありまして。ルールを守る仕組みづくりの検討など、ありとあらゆる方法を模索し、当番制廃止・見直しが実現するよう前向きに取り組んでいただきたいと思っております。

加えて、高齢者が多い地域やごみ出し困難な方が多い地域へは小さなごみステーション場を増設することも、併せて検討をしていただきたいと思っております。

日置市では、生ごみ、資源ごみ、粗大ごみは公民館に搬入しなくても指定場所に出せる、袋は生ごみ、資源ごみ、燃やせないごみの3種類、資源ごみは発泡やプラスチック、缶、瓶、ペットボトルとそれぞれ4種類ごとに分類し、資源ごみ袋に入れて出すなど、ルールがしっかり守られ定着していると聞いております。

そこで、資源物や生ごみなどの出し方についてであります。本市では、資源物、生ごみを出せるのは公民館の判断とし、大方の公民館では加入者である

ことを前提としております。本市の公民館加入率は昨年6月時点で84.6%、日置市は公民館未加入者でもごみが出せる状況で、2023年度の加入率は本市よりも5%高い89.5%が加入されているようです。

公民館は、社会教育法に基づき市町村の社会教育行政の一部に位置づけられ、住民のためのまちづくり、高齢者支援、健康づくりなど住民や地域を支え盛り上げる重要な役割を担い、住民と行政、協働による課題解決を図る拠点として中心的な役割を果たすほか、台風や地震など自然災害発生時の避難所では、日頃から公民館活動を通してコミュニケーションを深めている住民同士が不安な時間を過ごす中で、お互いの声かけは力強い心の支えになる存在です。

よって、私は、公民館未加入を肯定するのではなく極力加入していただきたい思いではありますが、一部加入できない方がおられる現状にあります。公民館未加入者とはいえ、本市に居住し税金を納めている以上、日置市同様ごみ出しは平等にすべきと考えますが、いかにかお伺いをいたします。

○市民生活課長（西久保敏彦君） 本市のごみステーションについては、公民館の設置及び維持管理によって活用されていることから、ステーションの利用方法については公民館に委ねている状況であります。ごみステーションを管理する公民館と未加入者のごみ出しトラブルの多くは違反ごみが原因であることから、公民館によっては、未加入者の利用を制限しているところがあるようです。

市では、相談があった場合、加入・未加入にかかわらず、ごみ出しのルールを守った上でごみステーションを利用できるよう依頼しております。ごみ出し等を通して公民館と未加入者が交流する機会となり、地域住民同士の共助やコミュニケーションなどが増えることで、公民館加入の働きかけにもなると考えております。

ごみ出しルールが徹底されていれば、未加入者のごみ出しについて公民館の理解を得やすいことから、正しいごみの出し方について周知徹底しながら、全ての市民がごみ出しできる環境づくりに努めてまいります。

○1番（田畑和彦君） 今いろいろメリットのお話

もありましたけれど、ぜひ、ごみ出しのルールを守るよう働きかけながら平等な扱いになるよう、館長との協議をぜひまた当局のほうでも進めていただきたいと思います。

関連しまして、本市には外国人の技能実習生や留学生など約500の方が居住し、働き手不足で困窮している工場、店舗、医療、介護の現場において、貴重な人材として貢献をされておられます。

外国人の方は公民館未加入者で、生ごみや不燃物は近くのごみステーションに出せるが、資源物は会社や学校の収集場所まで通勤・通学時に自転車で持参する現状であります。企業や学校では、安全上不安であり頭を悩ませておられます。

外国人の方は、公民館未加入とはいえ納税されておられるわけで、平等にこれまたごみや資源物の受入れができるよう対応すべきと考えますが、いかにかお伺いをいたします。

○市民生活課長（西久保敏彦君） 技能実習生などの外国人の方は、受入れ企業が寮や社宅として提供する賃貸アパートなどで生活される方が多いようがあります。これらの方は同一の地域で生活されることが多く、ごみ出しのルール違反を原因としてごみステーションの利用を制限されるケースがあるようです。

市では、外国の方であっても、ごみ出しのルールを守った上でごみステーションを利用できるよう依頼しております。

しかしながら、外国人の方々が積極的に地域と関わりを持つことは容易でないことから、ごみ出しなど地域のルールについて理解ができていない状況が多くあるようです。

市としましても、引き続き、正しいごみ出しの周知徹底を図り、関係企業等にも協力をいただきながら対応してまいります。

○1番（田畑和彦君） 答弁をいただきました。

外国人を受け入れている企業や学校では、ごみ出しルールを守るよう指導されておられますが、再度、周知徹底をお願いし、外国人の方のごみや資源物の受入れが平等に早く実現するよう、当局のほうの努力の取組を図っていただきたいと思います。

次に、日置市の丸山喜之助商店の社長からの情報によりますと、「日置市、南さつま市、南九州市、枕崎市の4市では、独自の広域化により、金峰町に焼却施設を完成させ昨年9月より稼働している。日置市では、金峰町まで搬入が遠くなることから、丸山社長は、本社工場敷地内にリサイクル可能な物は受け入れる一時中継施設を、市からの補助金なしで12億円を投じ処理施設を建設中で今年10月には稼働予定」と話をしてくださいました。

日置市では、この工場の使用料、維持・管理・運営費として、長期20年の処理委託契約を締結されたとのこと。また、この新しい工場は、生ごみ、資源・不燃・粗大ごみを中間処理し、資源物は売却、10～15%の残渣は持込み先へ返却する形で運営するとのこと。

仮に、本市の生ごみや資源物を持ち込んだ場合、処理能力について伺うと、「能力は十分にある」とのこと。また一方、成功事例やノウハウを生かし、本市での新工場計画の意向はないのかを伺いましたところ、「処理する物量が少なく収支的に無理である」とのことでした。

また、「新工場建設費は12億円で民間だからこの金額で済んだが、行政が建設した場合、2倍ぐらいの建設費になる」とも話をされました。

3月議会で、本市が生ごみリサイクル処理をする想定した試算では、容器など購入費で約3,800万円、収集・運搬・処理費に4,200万円、生ごみリサイクル処理を実施した場合の減額は370万円の予測で、費用対効果を考えると難しいとのことでしたが、将来を見据えて、隣接市の丸山さんの新工場で本市の生ごみや資源物の処理を検討すべきと思いますが、いかがかお伺いをいたします。

○市民生活課長（西久保敏彦君） 本市のごみ処理を民間施設に委託する場合、生ごみ処理については回収用品購入などの初期費用や処理に係る経費などに多額を要することから、費用対効果を試算したところ、現時点での導入は難しいと考えております。

資源物の処理につきましては、本市の施設は老朽化しているものの、健全度の高い機器も多くあるところ。そのため、整備を行うことで稼働目標と

している令和21年度まで十分な処理能力が保てることから、現時点で処理業者に委託することは考えておりません。

○1番（田畑和彦君） 今、答弁がありましたけれども、費用対効果を重視することはもちろん大事ですが、容器購入、収集・運搬及び処理費用だけの単純な問題でなく、焼却料、人件費、炉の補修繕費の削減のほか、炉の長寿命化など多くのメリットがあります。

このように年間の維持・管理費を考慮し、民間に委託できるものは委託することも必要なことですので、隣接市の処理業者との連携を選択肢の一つとして検討するよう要望いたします。

以上、今回二つの項目を質問させていただきました。未来とは今であり、今日があしたになり、その連続が未来につながります。全てを一気に取り組むことは無理でありますので、今できることにスピード感を持って取り組まれることを要望し、全ての質問を終わります。

○議長（中里純人君） 次に、東育代議員の発言を許します。

[11番東 育代君登壇]

○11番（東 育代君） 皆様、お疲れさまです。

私は、先に通告いたしました2件について市長の見解を求めます。

まず初めに、ハラスメント防止の取組についてです。

ハラスメントとは、いろいろな場面での嫌がらせ・いじめをいいます。その種類は様々ですが、他者に対する発言、行動等が、本人の意図に関係なく、相手を不快にさせたり尊厳を傷つけたり不利益を与えたり脅威を与えることを指しますと、このように説明されております。

2022年4月、ハラスメントの防止や対策を行うことが義務化されました。今では、ハラスメント防止宣言や条例制定されている自治体も増えております。曾於市では、職員及び市長等の責務や管理監督者の責務など記載された、ハラスメントは絶対にしてはならないという強いメッセージが込められた条例制定のようでございます。

私たちは、多様な価値観の中で日々生活を営んでおりますが、パワーハラを与えている側に意識は全くなくても、受けた側は精神的苦痛を感じ日常生活に影響を与えるケースも多くあります。過去に、本市でもパワーハラ問題がありました。

現状では、良好な職務環境を確保するための意識啓発の学習や対策、学びの場の確保をなされているものと思っております。

そこで、本市におけるハラスメント防止の取組について、市長の見解をお聞きます。

具体的な質問については質問席から行い、以上で壇上からの質問といたします。

[市長中屋謙治君登壇]

○市長（中屋謙治君） 東育代議員の御質問にお答えをいたします。

ハラスメント防止の取組についてであります。

本市におきましては、令和6年、去年の2月、消防本部においてパワーハラスメント事案が確認されたところであり、市民の生命と財産を守ることを本務とする消防の現場において、パワーハラスメントが確認されたことは誠に遺憾であり、管理監督の立場にある責任者として深く反省をいたしております。

この事案を機に二度と同じことが起こらないよう、職員一人ひとりがハラスメントを正しく認識し理解することを徹底するため、研修会やアンケートを毎年実施するなどハラスメント対策を強化するとともに、常々職員に対しましては、明るく働きやすい、職員同士が何でも相談し合えるような、そういった風通しのよい職場づくりをするように呼びかけているところであります。

改めて申し上げるまでもなく、ハラスメントは被害者の心身に深刻なダメージを与えるのみならず業務に支障を生じさせることから、決して許されない行為であります。今後とも、毅然とした態度でハラスメント防止に取り組んでまいりたいと思っております。

○11番（東育代君） ただいま、市長から答弁をいただきました。ハラスメント防止について様々な立場で取り組んでいくということでございました。

具体的に質問をいたします。

ハラスメント撲滅宣言や条例制定など、各自治体の取組が進んでおります。本市の考えについて伺うものですが、先行して取り組まれている自治体の条例では、防止及び排除のための措置、被害者への配慮並びにハラスメントに起因する問題への適切な対応を行うことにより、職員及び市長などが個人としての尊厳を尊重され、快適に働くことのできる職務環境を確立することを目的とあります。また、良好な職務環境を確保するため、ハラスメント防止及び排除並びに被害者への配慮に努めなければならないとあります。

そこで、お聞きますが、本市のハラスメントにおける取組、ハラスメント防止対策について、具体的にどのように取組をされているのか、現状をお聞きいたします。

○総務課長（長畑正博君） ハラスメント防止の取組の現状についてであります。

市におきましては、ハラスメントの防止等に関する規定等に基づきまして、ハラスメントの防止及び排除また問題が生じた場合の対応について、必要な事項を定めております。

また、ハラスメント相談員を串木野庁舎、市来庁舎、消防本部に配置し相談に応じるとともに、総務課のほうでも、直接受付を行い相談があった場合は速やかに対応をしております。

また、全職員が毎年記入し総務課へ提出する人事異動に係る自己申告書の内容も確認しながら、必要に応じて対応をしているところであります。

そのほか、毎年、職員の接遇の基本となる人権について、職員が正しく理解し人権尊重の意識を高めることを目的とした人権啓発研修を行い、研修の中でハラスメントについても正しく学び、ハラスメントの防止に努めております。

なお、消防本部におきましては、再発防止に向けて、今年度もアンケートや研修会を実施することとしております。

また、今年度は、一般職員も含めまして全職員を対象に、ハラスメント防止に係る研修を実施することとしており、市全体のハラスメント防止に努めてまいります。

○11番（東 育代君） ただいま、担当課長のほうから具体的にいろいろと規定に基づいて取り組んでいるということで答弁をいただきました。

ハラスメントを受けた場合、1人で我慢したり無視したり受け流しているだけで状況は改善されない、勇気を持って行動し、はっきりと自分の意思を相手に伝えるとありますが、ハラスメントを受けたときの相談の流れ、相談窓口、再度お聞きします。

○総務課長（長畑正博君） 相談の流れですけれども、先ほども答弁いたしましたけれども、まず、串木野庁舎、市来庁舎、そして消防本部にハラスメント相談員を配置しておりますので、その相談員を通じて総務課のほうにつないでもらう方法が一つです。

また、その相談員を介さずに総務課のほうに直接相談を受ける場合もありますので、そうした場合には、その相談をされた方、あるいは加害に当たる職員等へそれぞれ聞き取りをした上で、事実確認をするような形を取っているところであります。

○11番（東 育代君） システム的にはいろいろと整備されているようです。

ただ、相談しやすい環境であるのか。相談ができるときにはまず解決に向かうわけなので、やっぱり、その職場の環境づくり、雰囲気づくりが一番大事だと思っております。

ハラスメントの防止及び排除並びに被害者への配慮に努めるという先行事例も紹介いたしました、具体的な研修の内容、あるいは対象者、アンケート調査も実施ということですが、この研修受講後の意識の変化、再発防止に向けた今後の取組・課題があればお聞きします。

○総務課長（長畑正博君） 令和6年2月に発生しました消防本部でのパワーハラスメント事案を受けまして、本市では、全ての消防職員を対象としたハラスメント研修を毎年実施しております。

研修内容としましては、まず、職場におけるパワーハラスメントの定義を再確認しております。職場で働く者に対し、職務上の地位や人間関係など職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与える、または労働者の就業環境を害する行為と定義されておりますので、まずは、

この基本を職員が改めて理解することから取組を始めております。

研修後の職員へのアンケート結果では、おおむね8割以上の職員が「職場で活用できる」と回答しております。このことから、知識の習得、多様な価値観への理解、ハラスメントの定義がしっかりと把握できたことがうかがえるところです。

その結果、消防本部における訓練内容の見直しや職員間での相互の尊重、円滑なコミュニケーションの推進といった意識の変化が見られ始めております。

再発防止に向けた取組としましては、先ほども申し上げましたが、今年度は、消防職員に加えまして一般職員も対象に同様の研修を計画しているところです。この研修で、ハラスメントの基本的な知識、対策について幅広く学び、組織全体での意識向上を図っていく所存であります。

○11番（東 育代君） 消防本部のほうでは全職員に対してのいろいろな研修もなされていると思うんですが、市職員全体について今年度からということですね。消防だけではなくて市全体の取組について、研修とか具体的な、あるいはアンケートということをお聞きしたいところです。

○総務課長（長畑正博君） 一般職員におきましては、これまで毎年人権啓発研修ということで幅広く人権について学び、その中でハラスメントについても対策ということで、職員の意識啓発を図っているところです。その中で、今年度、一般職員については、消防本部で行っているハラスメントに特化した研修ということを計画しております。

また、アンケートにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、人事異動に係る希望申告というのを毎年一般職員から取っております、総務課でもその内容を確認し、そういったハラスメントと疑われるような案件がありましたら、これまでも個別に対応してきているところであります。これについては、今後も継続していくということでもあります。

○11番（東 育代君） 今後も継続していくということで答弁いただきました。

防止及び排除のための措置、被害者への配慮並びにハラスメントに起因する問題への適切な対応を行

うことにより、職員及び市長などが個人としての尊厳を尊重され快適に働くことのできる職務環境を確立することを目的にすると先ほども述べましたが、良好な職務環境を確保するためのハラスメントの防止及び排除並びに被害者への配慮に努めなければならないと目的を明確にした条例制定が各自治体で始まっておりませんが、本市の条例制定についていかがでしょうか。先ほど括弧1で申しましたが、ハラスメント撲滅宣言や条例制定など各自治体の取組が進んでおりますが、本市の考えを伺います。

○総務課長（長畑正博君） 条例の制定についてです。

県内においては、曾於市がハラスメントの防止については条例を定めているようではありますが、本市では、先ほども申し上げましたハラスメントの防止につきましては、市のハラスメントの防止の総括的な規定であるハラスメントの防止等に関する規定、また、これに付随して各種ハラスメントの具体例、職員の取り組むべき行動、問題を解決するための目安となります、ハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項についての指針という訓令を定めております。

現時点におきましては、現在定めて運用しております現行の規定などの適正な運用に努めていくとともに、今後ハラスメントの研修も行っていきますので、そういったアンケート、研修、またその内容についての検証というのを絶えず行いながら、引き続きハラスメントの防止に取り組んでまいりたいと思っております。

○11番（東 育代君） 次の質問に移りますが、全国の自治体でカスハラ（カスタマーハラスメント）防止条例を制定する流れが加速しているようですが、本市の考え方について伺っていきます。

6月4日に、カスハラ対策について、改正労働施策総合推進法が可決・成立されたと記事を見ました。2026年度中の施行を目指しているようですが、カスハラ対策の義務化は企業や自治体が対象とされています。パワハラは職場内の人間関係において権力を利用した嫌がらせ・いじめを指しているようですが、カスハラは顧客、市民からの理不尽なクレームや要

求を意味するようです。

本市では、窓口や電話等による市民からの理不尽なクレームや要求などについて、いかがでしょうか、現状をお聞きします。

○総務課長（長畑正博君） 本市窓口でのカスタマーハラスメントに該当すると思われる事例につきましては、来庁者が窓口での証明書等の申請時において身分証明書の提示を求められた際、身分証明書を提示せずに大声で執拗な言動にて証明書等の発行を迫るケースが多くございます。このケースにつきましては、窓口での担当者だけではなく係長、課長なども入れて組織的に対応しているところであります。

また、窓口での事例ではございませんが、特定の職員に長電話を頻繁にかけてくる事例もあるところでは。

○11番（東 育代君） そうですね。やっぱり、窓口対応をされている職員の方々は本当に大変な思いをされていると思います。

市では、文化施設や体育施設など多くを指定管理者に委託してあります。先日も、施設利用者からの様々な声に対処されている管理事務所の苦悩をお聞きいたしました。担当課と相談しながら、「2022年4月ハラスメントの防止や対策を行うことが義務化されました」というような新聞記事を拡大して目のつくところに掲載していただいたこともあります。

改正法では、カスハラそのものを規制するわけではなく、被害発生を抑止する方策や発生した場合の被害回復策などを義務づけ、労働者が安心して働けるようにする、自治体も義務化の対象としたとありますように、カスハラについての条例整理も必要ではないでしょうか。

○総務課長（長畑正博君） カスタマーハラスメント対策につきましては、従業員、職員を守るという観点から、近年、民間・公務を問わず対策が急速に拡大しております。

本市においては、不当要求行為等の防止に関する要綱を平成17年に定めておまして、不当要求行為等の一つとしてカスタマーハラスメントに該当する行為を定義し、職員に周知しております。

また、カスタマーハラスメント対策の一つとし

して、職員の名札を令和6年6月にフルネームから名字のみに変更いたしました。

そのほかカスタマーハラスメント対策の一つとして、悪質な電話があった通話内容を録音するため、市の電話機の一部には録音機能を実装しているところであります。

カスタマーハラスメント防止につきましては、議員仰せのように国において改正労働施策総合推進法が6月4日に成立、令和8年中に施行される予定であります。これは、事業所や自治体も対象となっております。国は、今後、指針を策定し、被害発生時の対応方針をマニュアルで明確化することや相談体制の整備などについて基準を示すものと思われま

す。市としまして、今後、国から示される指針等に基づき、まずは対応マニュアルの策定に取り組み、組織的な対応を強化していきたいと考えております。

なお、条例については、市民をはじめハラスメントに対する理解を深めることが重要であると考えておりますので、他の自治体の動向を見ながら検討してまいりたいと思

○11番（東 育代君） 他の自治体の動向を見ながら検討していくということでした。

市民や施設等の利用者に対して、節度あるマナーをお願いしますというだけでは説得力に欠けるようです。条例や宣言は、理不尽なクレームや要求に対しての抑止力、壁になるように思います。

山梨県の北杜市では、パワハラ、セクハラ、あるいはマタハラ、モラハラに加えてカスハラについても記載されていますし、「市長、副市長、市議会議員、その他特別職に属する者及び市の全ての職員は」とあります。ハラスメントは絶対しない、させない、許さない、そして見逃さないとの固い決意の下、ハラスメントの撲滅に率先して取り組むとハラスメント撲滅宣言条例を制定されております。

先行されている自治体を参考になさって、本市に合った条例制定となることを期待しています。全国の自治体でカスハラ防止条例を制定する流れが加速しております。本市の考えを再度伺います。

○市長（中屋謙治君） ハラスメントに関して様々な御意見をいただいておりますが、壇上でも申し上げ

ましたように、ハラスメントには様々な要因があると思うんですが、職場のいわゆるパワハラを防止するためには、やはり職場環境の改善を心がける、風通しのよい職場づくり、これに尽きるんだろうと思っております。

先ほど来、総務課長のほうから、相談体制であったりとか研修会であったり、あるいは規定の整備、こういうものに取り組んでいるということで答弁をしたところではありますが、この規定もさることながら、何がハラスメントに当たるのかと。言っているほうはそういう意味合いや思いはなくても、受けるほうが……。ですから、同じ発言であっても、同じ行動であっても、これはハラスメントだというケースもありましょ

うし、ここら辺をやはり具体的にしっかりと積み上げていく、これが必要だろうなという気がいたしております。カスハラの話ではありますが、国のほうで今回法整備、そしていよいよということであります。今、山梨県北杜市でしたっけ、例を申されましたけれども、条例をつくってハラスメントを絶対しない・させない・起こさない、こういう宣言をすることは意義のあることだと思うんですが、あわせて何がハラスメントに該当するんだと。先ほど、市役所の窓口の例を答弁いたしましたけれども、言っている本人がそこまでの意識があるとは思えませんので、何が該当するんだということを併せてしっかりと認識・理解することが必要だろうと思っております。

他の自治体の事例を参考にしながら、今後、条例化について検討してまいりたいと思っております。

○11番（東 育代君） 市長からも答弁いただきました。

もちろん、条例を制定して終わりではなく、ハラスメント撲滅を宣言することで、市内にある文化施設や運動施設など、利用者がお互いに良好な関係性が保てることを願って質問させていただきました。

また、市内にある事業所においても、職場の環境整備の一環として、市の宣言・条例というのが壁になって抑止力になることを願っての質問をさせていただいたところでございます。

次に移ります。

○議長（中里純人君） ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後1時15分とします。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時15分

○議長（中里純人君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○11番（東 育代君） それでは、消防行政について質問をいたします。

まず、初めに、NET119緊急通報システムの取組について、令和7年度の新規事業として導入されましたが、具体的にどのように取組をされているのか、現状を伺います。

○消防長（上夷征史君） NET119緊急通報システムの取組についてであります。

NET119緊急通報システムは、音声による意思疎通が困難な聴覚や言語に障がいのある方が、スマートフォンなどのGPS機能を利用して、どこからでも音声によらない簡単な操作で119番通報が行えるシステムでございます。本市でも、今年1日から運用を開始したところでございます。

活用方法といたしましては、電話による音声での119番通報が困難な方を対象として、通報と同時にスマートフォンなどのGPSの位置情報を利用して外出先でも通報者の居場所が把握でき、さらに、チャット形式で消防本部の通信指令室と文字による対話が可能となり、消防車や救急車の迅速な対応につながるものと考えております。

また、周知につきましては、システムを御活用いただく方々に事前登録をしていただく必要があることから、その有用性、利便性について、広く周知したいと考えております。

なお、昨日15日に、聴覚障害者協会及び手話サークルの合わせて18名の方々へ説明会を実施し、6名の方に事前登録いただいたところでございます。

今後も継続して周知活動に取り組んでまいります。

○11番（東 育代君） 昨日、出前講座があったということで、私もちょっと参加をさせていただきました。

緊急通報システムの登録申請方法を、消防の方と

か手話サークルの方々にお手伝いいただきながら取り組まれる姿を見て、携帯、スマホ機種がそれぞれですし、想像以上に大変な作業だなと感じました。新たな課題も見えてきたように思われます。

説明会を開催されて、どのように思われたでしょうか。

○消防長（上夷征史君） 昨日の説明会は消防にとっても初めての経験でしたが、幾つか課題が見えてまいりました。

登録においては幾つかの作業がございまして、ふだんメールのみしか使わないというような高齢者の方々には、登録作業の段階でまず戸惑われるということが分かりました。若者にとっては何ら問題のない作業なのですが、高齢者の方々にはどのような支援を行っていくかは一つの課題であり、消防側も支援を行う中で機種ごとに変わる登録要領を共有する必要があったと感じたところでございます。

また、NET119の使用については模擬使用を行うメニューがありますので、繰り返し通報訓練を行っていただき慣れていただくほかありませんが、障害者協会の皆様には、操作に慣れるまでの間はFAX119と兼用してお使いいただくことで、少しでも安全に安心していただけるよう取り組めるのではないかと感じました。

○11番（東 育代君） ただいま答弁いただきましたが、従来は緊急ファクスでの訓練を毎年なさっていらっしゃったようですが、今ほとんどの方がスマホなどを持っていらっしゃいますので、会員の方々はとても安堵されておられたと思います。ただ、高齢者にも導入されたシステムを理解してもらえような取組が、今後の課題であるように思います。

繰り返し訓練をということでしたが、これは大変な作業になると思うんですが、再度お聞きします。

○消防長（上夷征史君） 高齢者の方々への取組ということでございます。

議員仰せのとおり、今までは、聴覚障害者協会の方々と、FAX119で毎年1回の訓練を実施していましたが、通報は在宅時に限定され、停電時は通報できないなどの欠点がありました。

しかし、今回、システムの導入により、全国どこ

からでも119番通報が可能となりました。これまで720本部中657本部が導入しており、91%の導入率ということになります。

御質問の高齢者などへの普及方法ですが、先行して実施している消防本部の取組方法などを研究しながら登録支援などを検討し、一人でも多くの方に安心してもらえるように取り組んでまいります。

○11番（東 育代君） 本当に導入されて使いこなせるようになると、とても便利さを感じると思うんですが、やはり申請・登録という手順がなかなか…。また、出前講座を開催するときに準備する物の周知、例えば、「自分の携帯番号を登録してください」とか「アドレスを入れてください」と言われても、聴覚に障がいのある方は自分の携帯番号はまずあまりよく御存じでない。また、お友達に「私のを教えて」って言っても、お互いに知らないというようなのもありましたよね。いろんな課題が見えてきたと思いますので、これからまた研究していただきたいと思います。

利用条件に、「対象者は聴覚・言語機能に障がいがあるなど、音声による119番通報困難な方で、消防本部が管轄する地域に在住、在勤または在学している方です」とありますが、高齢になり聞き取りにくく対話が困難な方もおられるでしょう。また、認知度が低く、難聴とは異なり、聞き取り困難症（LiD）と言われる方もおられるように思います。

障害手帳をお持ちの方は把握はできると思いますが、配慮が必要と思われる対象者を含めて、現状と今後の取組を伺います。

○消防長（上夷征史君） 令和7年4月1日現在、本市では、聴覚障がい者159名、音声・言語・そしゃく機能障がい者23名の方々へ、障害者手帳が交付されているようです。

このNET119緊急通報システムは、障害者手帳交付の有無にかかわらず、音声による緊急通報が困難な方を対象としております。

障害者手帳の交付者は把握できるのですが、御指摘のとおり手帳の交付されていない方は把握が難しいところでございます。

そのため、本市のホームページや広報紙への掲載

をはじめ、福祉課や社会福祉協議会の窓口にパンフレットを置くなど、関係課の協力をいただきながら、障害者手帳の交付者以外の方にも情報が届くように、広く周知したいと考えております。

○11番（東 育代君） 手帳を持っておられる方も含めて200名弱の方がいらっしゃるということですが、その中で受講された方は6名だったわけですね。このように、大変ハードルが高いということもありますので、これからも努めていただきたいと思います。

先ほど答弁がありましたように、6月5日の広報紙に「緊急通報がしやすくなるNET119運用開始」と掲載されましたが、若い世代の方は広報紙はあまり見ません。できるだけ多くの方に知ってもらえるよう努めていただきたいと思います。

また、QRコードを読み込み申請できるよう紹介されております。多くの方がNET119緊急通報システムを理解し、さらに登録してもらえるような取組を今後も進めていただきたいと期待しております。次に行きます。

市内に分娩のできる医療機関がないことから、妊婦の緊急対応及び不安解消のための取組として、消防本部で妊婦の情報を共有し、緊急時に備える取組が他自治体で始まりましたが、本市での取組について伺います。

○消防長（上夷征史君） 妊婦情報を共有し、緊急時に備える取組についてであります。

これまで本市でも妊婦の救急搬送が年間に数件発生し、過去にも自宅や救急車内で出産された事例が幾つかあります。妊婦の救急対応については、救急救命士が分娩介助の手技を習得しており、救急車内に分娩セットを常備し、自宅などでの予期せぬ分娩に対応しております。

しかしながら、本市に出産できる医療機関がないことは、妊婦の方々にとって不安の一つになることから、今後、市担当課と妊婦に関する情報を共有しながら、緊急時に産科医療機関へ速やかに搬送する体制の構築に取り組んでまいります。

○11番（東 育代君） 救急隊の方の研修はされているということですが、枕崎市をちょっと

紹介しますと、本市と同様に分娩のできる医療機関が市内にないことから、妊婦の不安を解消する取組が始まっております。個人情報保護の観点から登録は任意とされているようですが、緊急時の担当医の指示の下で医療機関への適切な搬送に役立てるとあります。

搬送中の対応について救急隊員への研修も計画していたり、遠方の分娩取扱施設への交通費や宿泊費の助成もあるようです。

本市には婦人科はありますが、産科がありません。ぜひ前向きに進めていただきたいと思いますが、伺います。

○市長（中屋謙治君） 今、枕崎の例を御紹介いただきました。本市においても婦人科はあるけれども産科がないということで、妊婦の方にとってはそれが不安材料であろうと思っております。

御紹介いただきました取組ではありますが、登録制度は、妊婦・出産に関する情報を事前に登録することで、緊急時に交通機関、あるいは親族等のサポートを受けることができない、そういったケースにつきまして、救急車を利用する際、119番通報やかかりつけ医療機関への連絡が短縮をされる、こういうメリットがあるようでございます。

このようなことから、本制度を導入しております自治体の取組を参考にしながら、体制構築に取り組んでまいりたいと思っております。

○11番（東 育代君） 市長にも答弁いただきました。

自然分娩の場合には出産予定日は決まっておりますが、早くなるのか遅れるのか分かりません。子どもの誕生には喜びもありますが不安もあります。情報共有によって、いざというときの安心材料にもつながると思われまます。

本市でも三つの無償化の取組が始まって、子育て世代の方々はとても喜んでおられると思いますが、分娩出産への配慮、緊急時の対応強化もさらに取り組んでいただきたいと思えます。

次に行きます。救急出動についてです。

一般負傷者の件数が増加傾向にあるようですが、その分析はされておりますか、伺います。

○消防長（上夷征史君） 一般負傷者の件数の増加傾向でございます。

昨年の全救急出場件数は1,424件で、5年前の令和2年中の1,228件と比較して約200件増となっております。御質問の一般負傷者は、昨年中201件出場し、188人の方を医療機関へ搬送しております。

201件中162件が65歳以上の方で、一般負傷者の80%を占めております。内訳は転倒による負傷者が一番多く、118件の73%、その中でも自宅内で転倒された事案が67件の56%となっております。

また一方で、162件中約3割の方が入院の必要のない軽症者に当たります。救急車を軽い症状で利用されるケースが増えると本当に必要な方への対応が遅れる可能性があることから、市民全体で救急車の適正な利用を心がけ、真に必要とされる方々が迅速にサービスを受けられるよう、今後も救急車の適正利用について広報してまいります。

○11番（東 育代君） 本当に、一般負傷者増加件数の中で65歳以上がかなり増えているということ、軽度な搬送、入院の必要ない搬送もあったというような答弁をいただきました。本当に、一般負傷者の件数は増加傾向にあるようです。高齢化率の高い本市です。救急出動が増えるのではないかと今後も予想されます。

先日の新聞で、救急車で迷ったときの電話相談、#7119の導入がありました。けがや急病で119番を迷ったときに電話で相談する緊急安心センター事業#7119ですが、導入をめぐり県内のほとんどの消防本部や医師会は、必要とする一方で、約8割の市町村が前向きでないとの記事を目にしました。本市はいかがでしょうか。

○消防長（上夷征史君） #7119は、救急車を呼んだほうがよいか、今すぐ病院に行ったほうがよいかなどの判断に迷ったときに、#7119に電話することで、医師、看護師などの相談員が、緊急性のある症状なのか、すぐに病院を受診する必要があるかを判断するサービスになります。

導入することで消防においては、119番通報の減少、不要不急の救急出場の抑制につながり、利用者は、専門家の判断を聞くことができる、いざという

ときの不安が減り、安心して生活ができるなどのメリットがあると言われております。

県が令和6年12月及び令和7年7月に行った＃7119の導入に向けた意向調査においては、本市は、消防、医師会、健康増進課とも導入が望ましいと回答しております。

県では、令和2年度から3年度にかけて、検討委員会が必要について議論されたものの結論は出ず、継続検討と判断された経緯がございますが、県消防長会などの要望を受けて、今年度新たに検討委員会を設置し、先行導入県の状況を分析するとともに、市町村向けの事業説明会を今年度中に実施するなど、導入に向け再び動き出したところでございます。

本市としては、引き続き＃7119導入について、県と連携を図り必要性を唱えていきたいと考えております。

○11番（東 育代君） ただいま答弁いただきました。

＃7119、これによって、本当にワンクッション置くということで、必要な方が救急車を利用できることになると思います。

高齢者や軽症者の緊急搬送が増え、医療、消防関係者から不急の救急出動の抑制が求められる。しかし、各自治体では導入に係る費用負担が懸念されて市町村の理解が進んでないと記事にありましたが、本市は、消防も医療機関も、そして市のほうも前向きということで、ほっといたしました。

＃7119の導入は市民にも現場の消防行政にもプラスになる取組のようです。本市には、先ほども述べましたが、日曜当番医はありますが、夜間の当番医制度がありません。本当に前向きに取り組んでいく必要があるように思いました。

次に行きます。救急依頼が重複した際の対応について伺います。

救急依頼が重複した際の対応と、職員数や救急自動車数について危機感を持っています。3月中旬のことですが、総合グラウンドの近くで急病人が発生し、本市の救急車が出動していたために、すぐに消防車が駆けつけて急病人の手当てが行われました。その後、薩摩川内市からの救急車と、さらにはドク

ターヘリでの搬送となったのですが、現場から近い総合グラウンドにヘリは着陸できず、離れた場所へ移動しての対応とお聞きしました。私はこのことをお聞きして、人の命より優先すべきものがあつたのかと驚きました。

そこでお聞きします。救急依頼が重複した際の対応について伺います。

○消防長（上夷征史君） 救急車は本署に1台、いちき分遣所に1台、予備車として本署に1台配備しております。

御質問のように救急依頼が重複した場合は、消防自動車が先行出動するとともに、本市の救急車で対応できない場合は、隣接消防本部の薩摩川内市消防局や日置市消防本部へ相互応援協定により出場要請を行い、重複した事案に対応いたしております。

また、ドクターヘリの運用においては、市内に35か所ある緊急着陸場所のうち発生場所から近い箇所を選定し、施設の管理者に着陸許可を得た上で、消防隊にて安全確保を行い利用するようにしております。着陸許可が得られない場合や安全が確保されない場合は、別の緊急着陸場所を利用することもまれにあります。

今後、人命救助最優先の観点からドクターヘリ着陸に理解が求められるよう、改めて施設の管理者などに協力を求めるとともに、緊急着陸場所の速やかな安全確保及び救急依頼が重複した場合の救急搬送体制について、今回の事案を検証しながら対応策を研究してまいります。

○11番（東 育代君） 今、消防長から、今回の事案に対して経緯をお聞きしました。

このことを聞いたとき、なぜ他市の救急車を要請しなければならないような状況であつたのか、それから、なぜドクターヘリを要請しなければならない状況であつたのか。

私は、急病人搬送の手段としてのドクターヘリの離着陸は最優先事項であると思っていましたが、救急隊にその権限はないんですね。再度お聞きします。

○消防長（上夷征史君） 救急要請の重複はある意味無限でありまして、重なるときは重なります。先日は、市外の転院搬送依頼を立て続けに4件受けた

こともございました。

議員仰せの事例の場合、交通事故と心肺停止事案に救急車と消防車が2台ずつで対応しておりまして、予備車も運用できない状況でございました。

救急要請が重複した際は、予備車を動かせる場合は予備車で対応しますが、先ほども申し上げたように、本市の救急車で対応できない場合は隣接消防へ相互応援協定により応援要請を行っております。隣接消防同士の応援協定は、基本的には大規模災害が発生した場合のもので、隣接消防と事前に協議を行うことで、平時の救急重複事案での速やかな救急出場体制を可能にしております。これは県内他市に例のない柔軟な取組となっております。

緊急着陸場所については、平成23年に県のドクターヘリが導入される際、消防本部にて候補地を挙げ、その後、県が調査を行い、着陸可能と判断した場所を緊急着陸場所として指定した経緯がございます。

緊急着陸場所の指定はあくまでも任意になります。指定には、施設の管理者の協力が不可欠になります。施設の管理者には、人命救助のためのドクターヘリ緊急着陸場所であることを御理解いただいているものと考えております。しかしながら、指定当時からしばらくの期間が経過しておりますので、繰り返しになりますが、人命救助最優先の観点から、ドクターヘリ離着陸に理解が得られるよう、改めて施設の管理者に協力を求めるとともに、緊急着陸場所の追加の検討も含めて、救急現場直近の緊急着陸場所にドクターヘリが着陸できるよう、速やかな救急搬送体制について、今回の事案を検証しながら類似事案が発生した場合の対応策を研究していきたいというふうに考えます。

○11番（東 育代君） 今回、本当に大変な事案でございましたが、やっぱり、ちょっとでも早く、一刻でも早くという現場の対応があったと思います。急病人を救いたいという強い信念のもとに活動をなさっていることは重々承知しておりますが、優先すべきは何だろうか、市民の理解を求める手段について見つめ直すことが求められると思います。今後、本当にこのようなことがあってはいけないし、その現場で隣接に応援を頼むこと自体が急を要すると判

断されたと思うので、それは素晴らしいと思うんですよ。ドクターヘリを要請しないといけないと判断されたのも、そこにいる患者さんが本当に一刻を争うと思って対応されたと、判断されたと思うんですよね。

ただ、そこに、システム的に施設管理者に理解してもらえなかったということについて、非常に残念に思うんですよね。そこら辺を、本当に制度的にできてしばらくたっていたから理解が進んでいなかったとか、そういう問題じゃない。人の命が関わっている問題であったと思うんですよね。

もし早く来ていればというふうな「たられば」では済まされない問題であるんですが、本当に命が救えたかもしれない。残された家族には本当に悔いが残りますよね。

ドクターヘリの離着陸地点は、市内に、今、数か所あると答弁いただきました。課題を整理して、二度とこんなことがないように、再発防止に取り組んでいきたいと思えます。再度お聞きします。

○消防長（上夷征史君） 二度とこのようなことが起こらないための取組でございます。

先ほども申し上げたように、我々が緊急着陸場所を強制的に使用するという事はなかなか難しいところがございます。なので、繰り返しになりますが、施設の管理者に人命救助が最優先であるということを理解いただいて、さらに、着陸場所に看板を設置するなど、誰が見てもここはヘリが着陸するんだよと分かるような取組などを、他市を参考にして二度とこのようなことが起こらないように取り組んでいきたいというふうに考えます。

○11番（東 育代君） 二度とこんなことが起きてはいけないんですが、民間の施設であれば、施設管理者の理解をもらわないということになると思うんです。しかし、市の運動施設、体育施設であったり文化施設であれば、それはどんなものなんでしょうか。市長、お聞きします。

○市長（中屋謙治君） 今回のケースは、本当に申し訳ないというか、申し訳ないで済まない事案だと思っております。

公共施設、今、直営もありますし、指定管理もあ

りますが、こういう緊急時に何を優先するかということ、いま一度、これはあえて言う必要もないと思っているんですが、言わずもがなの話だと思うんですが、いま一度、公共施設で緊急性を要する事案が発生した、このことをしっかりと二度とこういうことが起こらないように徹底したいと思います。

○11番（東 育代君） そうですね。

次に行きます。職員数や救急自動車数について、現状で十分なのか、伺います。

先ほども紹介しましたが、現場の方々が緊張感を持って取り組んでおられる姿は本当に素晴らしいと思っております。しかし、最近では、「救急車が出動していたので」と消防自動車が現場に駆けつけることもあるようです。もちろん救急対応はしていただきますが、市民から「救急車や職員さんは本当に足りているのですか」と聞かれます。

そこでお聞きします。職員数や救急自動車数について、現状で十分なのか伺います。

○消防長（上夷征史君） 職員数についてです。

現在、消防職員は50名で、本部に消防長以下、3課長、3係長の7名が日勤し、3名が通信指令担当として交替勤務しております。

消防署は40名のうち、本署に31名、いちき分遣所に9名、2交替に分かれて24時間の隔日勤務を行っております。

職員数については、消防力の整備指針において、消防自動車の台数や本部事務等の執行のために必要な人員から総数が導き出され、93名が必要とされていますが、実員50名ですので、53%の充足率であります。

このほか、再任用職員1名及び会計年度職員2名を採用し、消防団事務や予算事務及び通信業務のポストにそれぞれ配置し、職員の負担軽減や警防人員の確保に努めております。

救急自動車についてであります。

消防力の整備指針において、おおむね人口2万人ごとに救急自動車を1台ずつ配置の基準とすることと、署所に1台ずつ配置とあることから、本市の基準は2台となっております。

増加する救急要請への対策として、常備救急車2

台に加え、平日の8時半から17時まで予備車を活用し、本部係長と再任用職員又は会計年度職員の2名で転院搬送を行う日勤救急業務を運用しております。

○11番（東 育代君） 充足率53%で救急車も2台ということですが、救急要請が時間外であったり、受入れ病院が市外のケースもあります。本市には夜間の当番医制がありません。夜間に救急要請があれば、現場で受け入れてくれる病院を探してからの搬送となりますし、日中と比較しますと必然的に1人に対しての所要時間も長くなります。

職員数や救急車での対応について、本当に現状のままよいのでしょうか、再度お聞きします。

○消防長（上夷征史君） 現状のままの体制でよろしいかということですが、夜間の当番医等がないことにより、確かに管轄外への搬送が増えまして、夜間に救急車が不在になるケースは増えてきてございます。しかしながら、全国の消防本部においても、整備指針の必要台数を基に救急車の台数は一応算定されております。うちにおいても、予備車を活用することで、夜間の対応とか、あと、日中の救急車の救急出場の増加に対応しているところでございます。

○11番（東 育代君） 次に行きます。

消防は、火災、救急、災害対応など緊急・迅速な対応が常に要求される。現在の職員数や消防車両の状況を考えれば、消防本部と分遣所の統合を急ぐべきではないかということについてお聞きしていきます。

消防行政はとてもハードな職業であるようです。多様化していく社会のニーズに対応していく上で、職員の配置体制を見直すことも課題であるように思っています。同僚議員もこのことについては、何回も一般質問で取り上げられました。

そこで伺います。消防本部と分遣所の統合を急ぐべきではないか、いかがでしょうか。

○消防長（上夷征史君） いちき分遣所の統合についてであります。

統合により部隊を一つにまとめることで、初動体制や警防体制などが一元化され、消防隊の強化などの一定の充実が図られるものと考えております。し

かしながら、高齢化の進展とともに救急需要が増加しており、3年連続で1,400件を超えたことになり、令和2年中と比較すると、5年間で約200件以上増加している状況になります。また、統合した場合、一部の地域において救急車の現場到着時分が遅延するなど、増加する救急需要を考慮すると相反することとなり、住民サービスの低下も懸念されます。

このように、社会情勢の変化と救急事案の増加する中において、住民サービスを低下させないための方策の検討が必要であることから、統合には引き続き検討が必要であるとしたところであります。

また、消防力の維持強化のためには、広域化や連携協力が有効な手段であることから、消防の広域化に関する基本指針の推進期限が令和11年まで延長され、組織の広域化などへのさらなる推進の取組が示されております。

中でも、通信指令システムの共同運用が推奨されており、本市でも更新時期を迎えていることから、近隣消防本部との共同運用の検討を進めているところであり、今後も引き続き分遣所の統合を念頭に置きながら住民サービスを維持し、将来にわたり、消防力、消防体制を確保する方策を検討してまいります。

○11番（東 育代君） 答弁を聞いていると、消防本部と分遣所の維持をする、維持が必要というふうにお聞きしたんですが、そう認識していいんですか。

○消防長（上夷征史君） 現在、通信指令システムの共同運用の検討を進めているところでありまして、今後、広域化を見据えた場合に、分遣所の施設は非常に有効な施設というふうに考えておりますので、分遣所を維持しながら連携を進めていきたいというふうに考えております。

○11番（東 育代君） 先ほども救急出場についての質問をいたしました。本市の高齢化率は今後さらに高くなっていくことが予想されます。消防の業務が多様化していく中で、現状のままでいいのか危惧します。

小規模自治体として機能を発揮しやすく、環境整備や体制整備も必要のように思います。1か所に集約することで管理もしやすくなると思います。本部

と分遣所の統合を急ぐべきだと思いますが、再度聞いても同じ答弁だと思いますので、急ぐべきだと思いますということで止めたいと思います。

次に、知識が豊富で専門的見識をお持ちの消防職員OBの方が市内にはたくさんおられます。OBの方々に協力をいただいて消防のバックアップ体制の充実を図ることはできないかということについてお聞きします。

可能であれば職員の人数を増やすことですが、職員の負担を軽減できるような体制整備を制度的につくことも、今後の課題としてぜひ考えてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○消防長（上夷征史君） 消防における現在のバックアップ体制についてであります。

消防職員OBに提供いただくバックアップ体制は、通信業務の支援、転院搬送業務の支援などが考えられます。本市でも、消防体制の確保のため、令和6年度から会計年度任用職員として、60代のOBの方を1名採用し、協力いただいております。業務内容は、通信指令員として勤務しながら、日勤救急隊の機関員を併用しております。

豊富な経験や知識による円滑な119番対応に加え、昨年度は日勤救急隊員として109件の転院搬送事案に出場され、救急隊員の負担軽減や重複する救急事案への対策、警防人員の確保などに貢献いただいております。

消防職員OBにバックアップいただくことで、一定の消防体制の充実が図られているものと考えております。

○11番（東 育代君） 一定の体制は図られているということで、今、1名の方が会計年度任用職員で勤務されているということでした。

たくさんのOBの方がいらっしゃいますし、また、本市の消防のOBでなくても、Uターンされている、Iターンされている方々が市内にはいらっしゃるかもしれませんし、そういう方々にも協力いただけるような体制があれば、また、消防のほうも現場の方に少しはプラスになるように思いますので、今後もまた取組をしていただきたいと思います。

最後に、市長にお聞きしますが、2024年の総務省

消防庁の報告では、熱中症での救急搬送は2008年から2012年の平均の2.6倍で、夏の暑さは確実に増えています。さらに「搬送者の57%は65歳以上でした」とありました。

先ほども答弁の中であったんですが、本市は既に超高齢社会となっていますし、これからますます、消防業務に求める市民のニーズは複雑化・多様化していくようです。

緊急迅速な対応が常に要求され、とてもハードな職業であると思います。市民の求めるものも日々ハードルが高くなっています。私たち市民の命と財産を守る大切な職務を担っておられます。

消防行政について、再度、市長の見解をお聞きいたします。

○市長（中屋謙治君） 確かに高齢化が進んできますと、けがをされる、あるいは病気になる確率が上がる、こういうことなのでしょう。そして一方では、だんだん地球環境は温暖化が進んでいきます。熱中症がということであります。

今、5年前の救急出場要請が1,200件、今は1,400件を超えているという。人口が減ってきて、少子化が進む、過疎化が進む。こういう中で、救急の要請件数が増えてきているという。先ほど消防長からも答弁がありましたけれども、やはり、適正利用という。これは結果論なのかもしれません。要請をして、3割が軽症者だったという。

言い換えれば、結果なんですけど、救急車を呼ぶ必要はなかったという。先ほども御質問ありましたけれども、#7119、これがあれば、救急ですぐすぐ病院に行かなくてはいけなにかどうかという一つの判断材料にもなりましょうし、こちら辺は関連してどうかと思えます。

いずれにしても、やはり、市民の皆さん方が救急車を要請するというのは、まさに一大事と呼びかけられるわけでありまして。市民の適正利用を呼びかけますけれども、やはり緊急時と思って市民が呼びかける、これには迅速に対応していかないと市民の期待と信頼には応えられない、こういうことだろうと思っております。

どこにどういう対応の仕方があるのか。先ほど消

防長からの答弁の中で、交通事故であったり心肺停止の場合は、救急車だけではなくて消防車も同時に出るんだと。今回、先ほど言われた例の中で、そういう状態の中で救急車2台が出て、予備車は1台あるんですけども、これが出れずに結果として薩摩川内市からの救急車にということでありまして、どういう対応が、当然、職員を増やせばそれに越したことはないんでしょうけれども、限られた中でどういうやりくりができるのか、いま一度、検討させていただきたいと思えます。

広域化という問題、まずは通信指令の部分、これを共同化することでもって少しでも改善するのではなからうかということで、今、検討をしておりますので、引き続き、ただいま申し上げたような観点で、市民の期待に応えられる消防を目指していきたいと思っております。

○11番（東 育代君） ただいま市長から、「市民の期待に応えられるような消防行政を」という答弁をいただきました。

以上で一般質問の全てを終わりたいと思えます。

ありがとうございました。

○議長（中里純人君） 次に、大六野一美議員の発言を許します。

[9番大六野一美君登壇]

○9番（大六野一美君） 私は、市民の声を基に、通告をいたしました2件5項目について、市長の御所見と御見解をお伺いいたします。

昨今の物価高で、ありとあらゆるものが天井知らずに上昇しております。とりわけ米の価格は昨年の2倍になっているとの報道で、連日、テレビ、新聞等のマスコミが報じております。この件についてのどのような思いをお持ちなのか、そして、本市の将来像をどのように構築されようと思っておられるのか、お伺いをいたします。並行して、現在、本市の自給率はどうのように試算されているかをお示ください。

以上をもって、壇上からの質問といたします。

[市長中屋謙治君登壇]

○市長（中屋謙治君） 大六野一美議員の御質問にお答えいたします。

令和4年2月、ロシアによりますウクライナ侵攻以降、国際的なエネルギー価格・原材料価格の高騰、さらには円安などによりまして、食品、生活用品、物流費、サービス料金、ありとあらゆるものが高騰し、低所得者にとって大きな負担となっております。

このため、国においては低所得者向けに再三給付金を支給し、負担の軽減を図ってきているところでございます。

特に、国民の主食であります米は、昨年8月の南海トラフ地震特別情報の発表をきっかけとして買いだめ需要が発生し、端境期で在庫が少なくなる中、高温障害による作況の悪化などの影響もあって、店頭価格が、お述べになられましたように昨年の2倍以上に高騰する状況が続いております。

今回の米問題をきっかけに価格以外にも、生産調整の在り方、あるいは生産費を上回る資材価格の高騰、減反政策による担い手不足の深刻化、大規模農家への集約化によるコストの低減、複雑な流通制度の解明など、多くの課題が浮き彫りになってきているところであります。

これまで国は生産調整において、水田活用直接支払交付金によります生産量の需給調整と農家所得の補償を柱とした米政策によりまして、米消費量の減少と価格低下に対応してまいりましたが、今回の供給不足を受けて米政策を見直し、生産抑制から増産へと転換するほか、販売価格が下落した場合の所得補償の在り方、流通の透明化などの議論が始められているところでございます。

市といたしましては、次の世代の担い手が意欲を持って営農できるよう、稼げる農業につながるように、効率的に生産できる、いわゆる農地の大区画化や、トラクターが乗り入れしやすい乗降口の拡張など、国の制度を活用した基盤整備地の再整備、あるいは、兼業農家が協業で取り組める集落営農の組織化など、本市での米生産が持続できるよう、地元農家の意向把握、話し合いを行いながら、取り組んでまいりたいと思います。

なお、自給率等のお尋ねございましたが、担当課長のほうから答弁をいたします。

○農政課長（久木田 聡君） 先ほど自給率の本市

の状況についての御質問がございました。

令和5年度の国のカロリーベース自給率は38%、2030年までの目標では45%を目標としておりますが、鹿児島県の自給率が79%、本市が41%という現状でございます。

○9番（大六野一美君） 国も自給率45%を目標にしておりますけれども、なかなか目標を達成した年度がないという報告のようであります。

本市はちなみにカロリーベースで41%という現在の状況ですが、41%というと米が中心の試算であろうかと思っておりますけれども、41%の自給率を持続していったいいのか。

同時に、後ほど出てきますけれども、荒廃地の現状を見ると、そこを耕して米づくりにいそしもうという若い人が出てくるのか否か。恐らく出てこないでしょう。とすると、平均年齢が70歳を超えている現耕作者の人たちに余分につくってもらう以外に方策はないだろうなと思うところです。

確かに国策でやるべきだという思いはしながらも、本市の市民の生活と安全と、ましてや食料という一番大事なものを市のトップとして今後どうしていくつもりなのか。もちろん限りがあるでしょう。それは十分承知をしております。

国ができないものを小さな1自治体が全てできるとは思っておりませんが、市長の現状を打破するための熱意をお聞かせいただけませんか。

○市長（中屋謙治君） 米についてでありますけれども、要は、どの産業もそうなんでしょうけれども、稼げる農業、産業でない持続可能にならない。米を例にとりますと、生産費を上回るとなりますと、やはり大規模化というのが必要と言われております。生産費を上回る収量があるは、面積規模でいきますと、一般的にですが、3ヘクタール以上、できれば10ヘクタールということが言われております。

そういうことで、農地の集約化であったり、あるいはコストをさらに下げるために、今、ほ場整備されております区画をさらに大区画化して再整備をして生産コストを下げる、こういった取組をすることで、稼ぐ農業、稼げる農業、米づくりにつながっていくのではないのかなと。

壇上から申し上げた農地の大区画化、あるいはトラクターの乗り入れ口の拡幅、こういうことで生産コストを下げる、そして一方では耕地面積を広げる、こういうことに尽きるのではなからうかと思っております。

○9番（大六野一美君） 市長言われるようにそうなんです。だから、本市の農地のどこを大きく区画整理できる場所がありますか。

今の本市の農地の実態を見ますと、大里の田んぼは、あそこは何町歩か何十町歩か分かりませんが、一体化してWC Sを中心に米の作物がつくられていますね。ああいうところだと、機械も大型化してコストも下がるでしょう。かといって、ああいう転用ができる場所が本市にあるのか、田んぼとして畑としてあるのかということをお考えですと、既にあちこちでやられている小さな田んぼしかないんですよ。

そういう状況下にあって、米が足りないから、米が高いから、なら一念発起して頑張ってみようかという若者はなかなか現れない。親のやっていることを継承しながら事業拡大するしか方法はないというふうに、私は農業をしている一人としてそう思います。

なかなか農業というのは、時間給にもならない現状の中で、とりわけ今、テレビ、マスコミは、米が高い、米が高いと。高いのはみんななんですね。なぜ、米だけが餌食になつたのかなという歯がゆい思いも今しています。それは、朝晩食べる主食であるがゆえのことなんでありましようが、我々も小さな農業をしていますと、鉄鉦鋼材だって何年前の2.5倍ぐらいですよ。びっくりするぐらい高い。その中でやっぱりやりくりしながらやっていかなければいけない、この現実ですね。

市長が本市の米づくりはいけんすったとか、田んぼを集約して云々というのは可能性としてゼロに近いんだから、その中でどうしていくんだということを僕は聞いているんです。

市長、御存じのように、大里の田んぼとあとちっちゃいのが、うちあたりの甬並とか、あちこちにちよこちよこつとあるだけのこと。あそこで効率を上

げて云々なんていうのは、もはやナンセンスです。あれ以上はできないんだから。できるとすれば、田んぼのあぜが土でつくってあるところを取っ払って、そして一枚にしてということは可能でしょうが、地主の協力を得てね。それぐらいしか僕はないと思っています。

農業をする者として一番身近に感じていますので、市長が「こいのぶんはいけんかして、私が市長の任にある間はする」という強い決意があればお聞かせください。

○市長（中屋謙治君） 農地の大区画化ということでもあります。

できる場所は既にほ場整備がなされております。しかしながら、以前のほ場整備というのは1枚の区画が割に狭い。今おっしゃいますように、隣の農地とのあぜを取り外して1枚を大きくする、これも一つでしょう。そして、既にほ場整備をしたところは、どうしてもやはり水田となりますと水を張る関係で高低差がありますので、簡単にはいかないという。こういう中でもって、二、三候補地を、「ここはできないのか」ということで、今、リストアップしながら、地元とそういう話。

そして、やはりこれをきっかけに、生産者が、先ほど申し上げたように、少なくとも3ヘクタール、できれば10ヘクタール、それ以上という耕地面積に集約ができれば、農業でもって十分生活できる、稼げるという話も聞いておりますので、あとは裏作の関係であつたりとか、そういうものが絡んでくるでしょう。

いずれにしましても、稼げる農業のモデルケースをつくりたいと思っております。

○9番（大六野一美君） まさしくそういうことなんです。サラリーマン並みに稼げる農業だったら、若い人たちも夢を持って、あるいは老若男女、今やっている人たちも、「なら、もうひとときばかり頑張ってみるか」という意欲が出てくるんでしょうけれど、今の農業の実態では、なかなか……。

ある程度、高齢者の人たちが、もうちょっと増やして、あるいは若い人たちが、米が今こういう状況だから、「そんなら」という思いを持って取り組む

ことはなかなか限りなくゼロに近いというふうに僕は思っています。親がしとって、高齢になって、その後を継いでという話はまた別としてね。だから、やっぱり、新規参入者が出てくるような農業政策。

「国ができんとに、こまんか市でできるもんか」ということも思っているんですよ。思っているけれど、市長の思いがあれば、それが市民に伝わって、「市長があれだけ言うならやってみろかい」という若者の掘り起こしをしていくことがまず大事なかな。黙ってこのまま待ってれば、2万6,000人を切った本市が消滅するようなことがあってはいかんといい思いで、市長、今、米に端を発したこの件で市長に質問しているんです。

国がでけんとこい、先ほど言いますように、この小さな自治体で全てできるとは思っていません。ただ、手を打たなければいかんのも事実ですよ。そういう強い思いを持っての、市長に質問なんです。これもやっぱり大きく隔たりのある見解の相違なんではないかな。僕は農地を守るために、後ほど出てきますけれど、荒廃地対策等々も含めて、市長のやる気が、情熱があれば、一部解決してくれるものだというふうに思っている質問であります。

○市長（中屋謙治君） 米については、先ほど申し上げたようなことでありますので、いずれにしましても、後継者が私は先ではないと思うんです。後継者がいない、だから大変だではなくて、もうかる農業、もうかる産業というモデルケースをつくれれば、おのずと後継者問題というのは解決するというふうに思っております。

米については先ほど申し上げました。そして、産業ということになってきますと、やはり本市の特色、魅力、強みを生かすという観点では、本市の耕地状況、耕地面積の状況からしたときに、米で勝負できるというのは数が限られておると思います。そうしたときに、本市の特色、強みは何なんだろうかと考えたとき、私は果樹というのは大きな可能性があると思っております。ですから、果樹で今後もうかる農業、これのモデルケースができないものか模索しようということで、今、その準備を進めておるところでございます。

こういうモデルケースを示すことで、全くの異業種からの参入であったり、あるいは若い人の参入であったり、そういうことが期待できるのではなからうかと思っております。

○9番（大六野一美君） 果樹でもうかっている人はおるんですよ。現実には、やっぱり、独立独歩、自分の道を見つけて、そして、自分のみかんづくりに徹して、人が100円売るときは200円で売れているんです。それが、何をいわんや、その人の隠れた努力なんですよ。ほかの人がそのようにできるかという、絶対できないんです。何十年もの間のやっぱり蓄積があって今があるんですから。後継者が先ではないというけれど、そんな簡単にいいものができたら苦勞する人は誰もおらん。そういう意味ではやっぱり、好きであるということと研究する気持ちがないとなかなかいいものはできませんよ。果樹でもそう、何でもそうですよね。

だから、そういう意味では、理想はそういうことなんですよ。だけど、現実には長い間、果樹でもうかって、「それなら」という人が今、市内に何人おりますか。なかなか、打てども響かず、現実的には果樹でもうかっているというのは1軒しか僕は知らない。それほど難しい案件なんですよ。

市長が言うほどね……。やっぱり自分でしたことがないから。机上論でただ述べるのは簡単なことなんです。だけど、いざ自分でそれを基に生計を立てていこうとなるとなかなか厳しいものがある。寝る暇を惜しんで研究、努力をするぐらいの気持ちがないと、なかなか結果は出てこないというふうに私は思います。

これ以上言っても市長の答弁は出てこないというふうに推察をいたしますので1項目については終わりますが、同時に、荒廃地の問題ですよ。イノシシ、シカ、アナグマの多いこと多いこと。夜道を車で走りますと、イノシシやらシカがとっかかってきますよ。それぐらい、今、多い。これも、やっぱり今まで耕作をしていた農地が荒れ放題になってすみかとなっている所以だと思います。それとやっぱり山の杉を切った影響もあるんじゃないかな。

害虫との戦いも農業をする上では大きなポイント

です。おまけにサルまで来まして、ちょっとそつとの防護柵をしたって越えてきますからね。その厳しさもいろいろ見聞きしておりますので、やっぱり農業を進めると同時に荒廃地対策もちゃんと整理をしていかんと、なお耕作をする人はいなくなるというふうに思いますが、市として、市長、何かいい手ではないんですか、荒廃地を。

職員でもいいじゃないですか。休みの日、来らせてみかんを植えさせてという方法も一つだろうし、その後ろ姿を見ることで、若い人たちが「なら、俺たちも」という気概を持ってくれたら幸いなのかなという思いもせんでもないですが、市長、何か妙案はありませんか。

○市長（中屋謙治君） 繰り返しになりますけれども、やはり農業、業でありますので、なりわいとして稼げるモデルケースをつくることを優先すべきであらうと思います。

他市の事例でいきますと、県内でもそういったモデルケースというのを、農業公社を設立して所得補償をしながら、一本立ちできるまで支えながら、それが軌道に乗っておるといふ事例等も聞いておりますので、いずれにしましても、農業として稼げる、そしてそれで生活ができるモデルケースをつくるというのが大事であらうと思っておりますので、そのことに向けて取り組んでいきたいと思っております。

○9番（大六野一美君） 市長、モデルケースもいいんですよ。今まで、本市で新規就農者として新しい農業者がいっぱい、補助金を活用しながら農業しましたが、だけど、本市から出ていった人も何人かおられますね。モデルケースをつくるつくと、口でのモデルケースはできるかもしれない。だけど、それをつくれなから現状がある。そこを市長に何かいい方法がありますかと聞いているんですよ。それは口でのモデルケースでしょう。もうかるような一つのテストケースができれば、「なら、まねをしよう」ところも出てくると思う。それが今までできてないから現状だというふうに僕は捉えているんです。その辺りは、市長、何か妙案はありますか。

○市長（中屋謙治君） 先ほども申し上げましたように、本市の耕地面積の状況、そして土壌であつた

り気候であつたり、そういうものを勘案したときに、米作で稼げる農業の形態というのは、かなり数としては限られるであらうと。そうしたときに、これまでの本市の強み、特色という面では、私は果樹というのは可能性があるのではないのかなと。確かに、先輩方が物すごい苦勞を重ねて現在がある、それは十分承知しながらも、でも、その先輩方も今の形態だけでずっと未来永劫続いていくかと。どのみち、後継者が必要になってくるわけでありまして。

そういった意味で、私は本市の土壌であつたり気候であつたり降水であつたり日光であつたり、こういうものを勘案すると、果樹に関しては大きな強み、これを生かす。そして、モデルケースというのできるのではないのか、これを模索しようということで、今、準備を進めておるといふことでございますので、御理解いただきたいと思ひます。

○9番（大六野一美君） 市長はモデルケース、モデルケースと何十回も述べられますので、その日が来ることを期待して、この項については終わりたいと思ひます。

同時に、自給率のアップの件も同じようなことにならうかと思うんですが、別途切離したときに自給率は今の自給率でいいのかどうか。ロシアがウクライナに侵攻して、物すごく何もかんも上がりましたね。米は便乗のような形で受け止めておるんですが、小泉大臣のあのスピード感でどんどん状況が変わっていきよる。スピード感が大事だといふふうに思っていますので、市長のほうでも、できる権限を駆使しながら、一日も早い自給率アップに努めていただきたいといふふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○市長（中屋謙治君） 望ましい自給率、100%に限りなく近いという形でしようけれども、先ほど来申し上げておりますように、本市だけでもって全てのものを自給するという事は難しいと思ひますので、やはり自給率の話は、関連すると思ひんですが、私はやはりそれぞれの地域の特性を生かした形の農業生産。仮に私どもが果樹でもって自給率、あるいはよその広いところで、あるいは米のそういうものは、それぞれの地域の特性を生かした形、その農業

形態のほうが望ましいのではないかなと、私はそのように思っております。

○9番（大六野一美君） 市民の生命と財産を守る市のトップとして、限りなく100%に近づけていくんだという強い思いがないといけないと思いますよ。

これ以上の答弁がないとすれば、見解の相違は甚だしいながらもあえてこれ以上は申しませんが、2番目の観光地誘客と整備について質問をいたします。

西岳2号線は非常に進捗が遅いです。令和10年度までの計画はお聞きをしておりますが、進捗は非常に遅い。私は、観光地の起点であるというふうに常々申しておりますけれども。今回、7億円をかけて長崎鼻公園の話も出てきました。それはそれでいいでしょう。だけど、それは、箱物を造るとまた維持経費もろもろ出費が後々出てくるんですよ。

西岳2号線の場合は、道路さえある程度整備しておけば、かつてクラウドファンディングで寄附を募ったように、非常にそういう類いの人たちが多いということですから。同時に、道路整備をするだけで、後々あそこは、集客のために施設を造るとすれば別として、道路整備については道路を造るだけで後の維持費はそうかかからない。箱物を造るとすると、後々の維持費が、そういうことを考えますと、最優先すべきだというふうに私は思っています。

何も地元だからこういう言い方をしているのではなくて、税収が減る中で、人が集う場所はどこなんだ、そして金が要らない場所はどこなんだという思いで私は質問をしておりますが、妙案があったらお聞かせください。

○都市建設課長（吉見和幸君） 市道西岳2号線道路改良事業は、上石野公民館付近から串木野ダム入口方向へ約1,000メートルを、平成26年度から社会資本整備総合交付金を活用しながら整備を行い、生冠1工区1号線農道入口付近までの約600メートルを第1期整備区間とし、令和10年度末の完成を目指しているところでございます。

しかし、令和7年度は社会資本整備総合交付金の内示額が3,700万円ほどあるものの、防災・安全交付金の配当割合が多く、西岳2号線の補助金額が少なくなる傾向にあることに加え、現在施工中の場所

から串木野ダムまでの約300メートル区間は、道路拡幅に伴う岩盤掘削量が多いことに加え、法面保護工に多くの費用がかかることであることから、1メートル当たりの施工単価が約111万円と高額になっており、事業費の確保に苦慮している状況でございます。今後も、補助事業など有利な財源を活用し、事業の進捗に努めてまいりたいと考えております。

○9番（大六野一美君） 担当課長が一生懸命御尽力をいただいているということは承知をしております。しかしながら、見るにああいう状況。

私は、西岳から冠岳一帯が本市の起点だと思っている。幸い、真言宗の鎮国寺という有名な寺もありますね。あそこらと連動をしながら、人が集うような、さらに人が集客できるような道路拡幅をするのが一番の得策かなという思いで、担当課長に聞いたんですよ。

担当課長が一生懸命努力をされていることは重々承知をし、感謝もしております。しかし、もう少し歩を早めて早急にすべきだという思いを伝えたいんです。

そういうことで、担当課長、もうちょっと歩を進めてください。

○都市建設課長（吉見和幸君） 先ほど申しました西岳2号線の財源は、社会資本整備総合交付金を活用してございます。これについては、市街地部分の交通安全等に必要な事業でもあることから、令和7年度は主に中学校の再編に伴う交通安全対策に事業費をかけているところでございます。

今後、他事業との調整を図りながら、有利な財源等を確保しつつ、事業の進捗に努めてまいりたいと考えております。

○9番（大六野一美君） なかなか前向きな回答というのは、担当課長、ないんですね。それ以上の回答はないんですね。おはんがそげん言うならあいがあつて、そいを引っ張ってきて、これを充ててという奇策は打てないのね。期待をしたいね。

やっぱり道路さえできれば、あそこは、後々、維持費もろもろ等必要ないところですので、もうちょっと知恵を出して、私と同じ気持ちで前へ進めていただけないか。

○都市建設課長（吉見和幸君） 西岳2号線の計画につきましては、令和2年度に計画の見直しも行っております。その際に線形等を主に見直したりとか、構造も見直しておったわけですが、ダム側にあります高い丘の掘削に多大な費用がかかるということと、左側には水路がございまして、地元の方々から、そこは農地もあることから用地をかけないでほしいというようないろいろな制約の中で、現在、事業費が1メートル当たり約111万円と高額になっているところでございます。

この頃、雨も多いことから、法面を成形していく上でコンクリートで保護をしたりとか、いろんな費用がまたかかる状況にもございますので、他事業との調整を図りながら、事業の進捗に努めてまいりたいと考えているところです。

○9番（大六野一美君） 担当課長のその言葉を信用して、期待をして、この項については終わります。

市長の施策の一丁目一番地の洋上風力も、県が情報提供され国へと上げられて、若干動き出したのか、あるいはそこで止まるのか分かりませんが、観光的に、あるいは経済的に、どういう成果を期待されての要請だったんでしょう。我々一般市民にはちょっと、まだ良さも悪さも分からない。うまくいって本市のためになるのであれば、それも一つの方法だろうし。まだ今、賛否両論いろいろありますね。その中であえて押し切った背景は何でしょう。

○市長（中屋謙治君） 洋上風力発電に係る調査、今おっしゃいますように、果たしてどれだけの効果があるのか、あるいはその影響というのはどういうことなんだろうかと、このことについては、令和4年度からですので、4年、5年、6年の3年間調査をし、その結果については議会のほうにも報告し、そして全世帯に、これは概要版ですが、お知らせをして、おおよその調査内容、調査結果、現時点で分かるそういう情報については提供していると思っております。

これをもう1回言えということでしょうかから申し上げますと、4年度から実施してまいりました洋上風力発電調査研究事業、特に漁業振興策については、一番の利害関係者である漁協、漁業者の皆様と検討

会や作業部会を開催し、意見交換を重ねてまいりました。

その中で、漁業と洋上風力発電の共存共栄を念頭に、洋上風力発電の調査・点検業務での漁船の活用、藻場の保全、人工魚礁の設置、放流栽培事業、養殖漁業、水産物の高付加価値化、こういった漁業振興策を取りまとめたところでございます。この洋上風力発電事業を契機にこれらを具現化して持続可能な漁業を確立し、最終的には「港町いちき串木野」を再生すべく、本市沖合を新たな漁場、すなわち我々はこれを海洋牧場構想と唱えておりますが、この海洋牧場の実現を目指していきたい、このように思っております。

漁業についてはこういうことではありますが、それ以外でいきますと数点ございます。

まず1点目が、電力の地産地消事業。洋上風力で発電された電力を地元で利用することで、電気料金の削減や脱炭素への貢献のほか、再エネ電力の需要創出による新たな産業の誘致、このことによって、経済活性化、地域振興が図られるのではないかと。

2点目が地域産業振興事業では、地場産業を最大限活用して発電事業のサプライチェーンへの参入を図り、また、風車の維持管理において市内企業が積極的に参画できるような仕組みづくりを構築し、地域内の経済循環と生産人口の増加を図るものであります。

3点目は拠点整備事業であります。洋上風力発電の基地港湾、拠点港とO&M港を目指して、串木野新港2期計画の整備促進を図るものであります。

四つ目が漁業協調事業で、発電事業者が拠出する漁業振興を目的とした基金の設立を図り、漁業経営の安定化や漁業後継者の確保を目指すものであります。

そして、最後に観光面では、地元PR事業として、洋上風力発電を活用したエコツーリズム、こういったもので環境学習の場を活用するほか、そこで得られる水産物のブランド化による食のまちのPR、こういうことで、交流人口、関係人口の増加を図ってまいりたい。

このように、洋上風力発電事業には多くの可能性

が秘められていると考えており、観光面、経済面において、市内への波及効果は大きいものがあると考えております。

これまでの調査研究事業においては、現在の状況とは少し変わってきますが、最大シナリオで、雇用者数が3,400人、経済波及効果212億円、このことについては、議会にも、それから市民の皆さんにもお知らせをしております。

経済的な見通しにつきましては、今後、再エネ利用法に基づき、関係省庁や有識者を交えた法定協議会において促進区域の指定に向けた議論が進む中で、具体的な数字が見えてくるものと理解をいたしております。

私としましては、この洋上風力発電は本市まちづくりの根幹を形づくる大事な事業になる、このように考えております。

引き続き、議会はじめ利害関係者はもちろん、市民、事業者の皆様と一緒に、その事業の実現、産業拠点化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○9番（大六野一美君） 市長、説明をしました、市民にも広報をしましたと言ったって、市民の何ぼが理解をしているかということですよ。やっぱり、漁業関係者は海洋の問題があって、いろいろ何回か説明をされたように聞いていますけれど、一般市民は疎いんですよね。だから、やっぱり市民にもう少し膝を突き合わせて説明をする必要があるというふうに私は思います。

漁業者は何人なんですか。市民は2万6,000人ですよ。だからそれをないがしろにして漁業関係者の皆さんがというのではなくて、市民にも十分理解が得られるような説明をした中でこういう案件というのは進めていかなければいかんというふうに私は思っています。これもまた、市長、私の考え方がおかしいのかな。やっぱり、まずは市民の理解を得られないと。関係団体だけに説明をして「ならよかろう」ということだけでは、なかなか難しい話なのかなというふうに思います。

同時に、洋上風力による地産地消で市内の電気が賄えるということだけれど、今、川内原発の3号機

の話が出てきていますよね。それとは切り離れた形で、本市は洋上風力の電気だけを使うんですということが声高らかに宣言できるんですか。それとミックスするんですか。

○市長（中屋謙治君） 先ほど申し上げた、令和4年度から調査研究事業をやってきました。その結果を取りまとめて、市民の皆さんにもお知らせをしましたと申し上げましたが、これで十分だとは思っておりません。

そして、今回、幸いに県のほうが国のほうへ情報提供という段階を迎えたので、今月末からになるかと思いますが、各地区に広く市民の皆さん方に、洋上風力発電の計画内容、これからの進め方等々を説明しようということで、今、段取りを組んでおるところでございますので、おっしゃいますように、広く市民の理解を得るための努力をしていきたいと思っております。

○9番（大六野一美君） 市長が市政報告会を開かれるということは聞いております。そのときに市民の皆さん方に説明をするということでしょうか、もうちょっと早く、こうなる前に市民が熟知できるような説明の仕方をするべきだなという思いであります。

これ以上言っても市長の顔が引きつるだけでなかなかいい回答を得られませんので、今回はこれ一般質問の全てを終わりますが、今申し述べたことが一日も早く達成できるように最大の努力をしていただきたいということを申し添えて、私の一般質問の全てをおわります。

○議長（中里純人君） ここでしばらく休憩いたします。再開は午後3時とします。

休憩 午後2時47分

再開 午後3時00分

○議長（中里純人君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、吉留良三議員の発言を許します。

[5番吉留良三君登壇]

○5番（吉留良三君） お疲れさまです。今日最後です。通告しました件についてお聞きします。

まず1番目は、女性や若者に魅力あるまちづくりの推進についてであります。

先ほども同僚議員からありましたが、地方創生です。10年の総括で、目指した東京一極集中は解消できなかった、地方の少子高齢化は一層進んだと政府の総括にもありました。若者の45%が依然として中央志向の反面、賃金格差や男女の役割分担とか、田舎の根強い因習が、女性の地方流出、東京一極集中の原因であると多くの女性の声が上がっています。

さきの3月議会で私も求めましたが、まず、率先垂範して会計年度任用職員など自治体での働き方を改善し、雇用を改善し、若者、とりわけ女性の流出を食い止めなければなりません。

これまで様々な少子化対策を打ち出し、消滅可能性都市は脱却したとの表明もあり、3月議会では、男女共同参画推進条例を制定しました。市長はこれまでをどのように総括するか、まず伺います。

以上、壇上から終わります。

[市長中屋謙治君登壇]

○市長（中屋謙治君） 吉留良三議員の御質問にお答えをいたします。女性や若者に魅力あるまちづくりの取組についてであります。

これまで本市では、男女共同参画基礎講座や女性活躍セミナーなどを開催し、男女共同参画の啓発に努めるとともに、保育園の無償化やイクボス企業応援助成金制度の創設などにより、女性が働きやすく子育てをしやすい環境整備に取り組んでまいりました。

これらの取組と定住促進補助金、さらには三つの無償化などの施策により、保育園の入園者数が増加し、また、令和5年度からは転出者数より転入者のほうが多くなる転入超過になるなど、一定の成果があったものと考えております。

一方で、令和4年に実施いたしました市民アンケートでは、社会通念や慣習、公民館の地域社会においては、男女の地位の不平等感が依然として根強く残っていることが示されております。また、15歳から24歳の若い世代の、特に女性の人口減少幅が男性より大きいことは課題であります。

人口減少が避けられない中、将来にわたり活力あ

る地域社会や経済を維持していくためには、若者や女性が活躍できる、男女共同参画社会の実現が重要であると認識いたしております。

男女共同参画のさらなる推進を図るために、今年、令和7年4月に男女共同参画推進条例を制定いたしました。市民や事業者の方々と一緒になり、地域、職場における男女の不平等感の解消や、男性の育児休業取得促進による女性が働きやすい環境の創出など、誰もが自分らしく活躍できる環境づくりに粘り強く継続的に取り組み、若者や女性に選ばれる魅力あるまちづくりを推進してまいりたいと思います。

○5番（吉留良三君） 今、市長からもありましたけれども、賃金格差とか雇用が限られること、それに加えて、アンコンシャスバイアスというそうですけれども、無意識の偏見が女性の多様な生き方を拒んで若者・女性の地方離れを進行させ、地方は一向に創生しないというふうに言われます。

最近では農業新聞なんかでも深刻な状況を捉えているんでしょう。「女性は理系に向いてない」とか「嫁という名の奴隷と思ったことがある」とか「家事も子どもも面倒は母親がやるものという圧を感じる」とか、そういうことが載っています。「女のくせに」とか。そういう、政府が認めざるを得ないアンコンシャスバイアスという、この辺への見解をどのようにお考えか、再度伺います。

○市長（中屋謙治君） 無意識の偏見、アンコンシャスバイアスというのでしょうか、これが地方創生に与える影響についてということであります。

価値観が多様化したしました現代社会において地方創生を成し遂げるためには、若者や女性を含めた多様な主体の参画及び、お互いを尊重し多様な価値観やライフスタイルを地域社会が受け入れる寛容さが大切と考えております。

国が地方創生2.0で、地方創生をめぐる情勢の変化として、地域間、男女間の賃金格差や、様々な場面にあるアンコンシャスバイアスなどにより、若者・女性の地方離れが進行したと指摘されております。

アンコンシャスバイアスは、若者や女性に、「この地域は住みにくい」「この職場は働きにくい」と

人口流出の要因になるだけでなく、多様な価値観を持つ人材の参画や意見の受入れを阻む要因となり地域の衰退につながるなど、地方創生にマイナスの影響があると考えております。

市といたしましては、市民、事業者と一体となって、このアンコンシャスバイアスの解消を図り、互いを尊重し、多様な価値観に寛容な地域社会の形成を推進していくことで、地方創生推進も図られると考えております。

ということでありまして、実は先日、テレビを見る中で、たしか東北の出身の女性の方だったと思います、「今、東京に住んでいます」と。そうしたときに、「何で東京へ出てきたんですか」という話の中で、まさにここにいます、社会通念、しきたり、このことをたしかその中で紹介されたと思うのですが。公民館でもそうでしょう、あるいは親戚の集まりの中でも、「男性陣は表の間で宴会をやっています。女性陣は台所で給仕をします。これが当たり前の方。こういうところに私は違うと思います。それが嫌だから私は、それだけではないけれども、東京で自分らしい暮らしをするんだ」という、まさにこれだろうなという気がしました。

ですから、アンケートでも半分以上が、社会通念とかしきたり、社会の慣習、これがどうも息苦しい、だから、都会のほうに出ていくんだという話。

ですから、今、一つ例を申し上げましたけれども、我々の地域社会の中で何が制約になっているのかというのを、具体的な事例を挙げながら一つずつこれを解消していく、これが大事なんだろうなと。言葉としては分かります。社会の慣習であったり因習であったりしきたりであったり、男女平等にやらなければいけない、これに誰も異論を唱える方はいないと思うんですが、具体的な取組をやっていく、これが大事だろうなというふうに思うところであります。

○5番（吉留良三君） まさに市長が言われたとおりであります。男女共同参画推進条例が制定されましたが、この中では、「市内外に取組を周知し、市民や事業者に向けて意識啓発を目指す」とあります。生きづらさ、働きづらさの大きな原因と多くの女性が回答している「男は仕事、女は仕事と家事と育児」

という男女の役割分担などの解消に向けて、今回の男女共同参画推進条例をどのように周知し、具現化していくお考えか、お伺いします。

○企画政策課長（山崎達治君） 男女共同参画条例の周知・具体化についてであります。

先ほど市長が答弁しましたように、令和4年に実施しました市民アンケート結果では、社会通念、慣習や公民館等の地域社会の場面において男女の不平等感を強く感じている市民が多く、これはアンコンシャスバイアスが原因の一つと考えております。

今回制定した条例には、市、市民、事業者等、各主体の責務として、市民は男女共同参画の取組を積極的に行う、事業者は職場環境整備などの取組を積極的に行うなどの努力規定を定めております。

社会通念や地域や職場などに残る慣習などを変えていくことは容易ではありませんが、事業者における男性の育児参加促進など職場環境を改善されている事例や、自分らしく働き活躍する女性の姿やアンコンシャスバイアスなどの事例などを、広報紙などにより市民の目に触れる機会を増やしていくことも、地域社会の意識や慣習を変えていくために必要なことだと考えております。

そのため、アンコンシャスバイアスの解消などの男女共同参画の普及啓発と、イクボス宣言など働きやすい環境づくりへの働きかけを粘り強く継続して取り組みながら、市民や事業所等の自主的な取組を促していくことで、男女共同参画社会の実現を図ってまいりたいと考えております。

○5番（吉留良三君） たしかこの条例を聞いたときに、課長のほうから「県内9番目ですよ」と言われたような気がしますが、6番目ですか。違いましたね。何番目でもいいと思うんですけど、この大事さをやっぱり認識して、先を行くような取組を今後進めることで住みやすいいちき串木野市にすればいいのではないかなというふうに思うんですけど。

例えば、鳥取県は男女協働未来創造本部をつくって、草の根対話を通じた県民運動を展開し、滋賀県と農業法人協会は性別役割の偏見に理解を深めるセミナーを開催し、古い慣習を話し合い、まずは気づくことから始めている。

さっき市長が言われたかな、市政の最重要課題でもある少子高齢化問題の重要性・緊急性からしても、各種市主催の会合とか、市民講座とか出前講座とか、1年に必ず1講座ぐらい入れて、何でこれをつくったのかということを含めて、「こういうことで今の社会はこういう状況ですよ」ということをぜひ広めるためのそういう講座等を進める、今、チャンスじゃないかと思うんです。今がやるべきときじゃないかと思うんですけれど、いかがですか。

○企画政策課長（山崎達治君） 男女共同参画講座の充実等についてであります。

これまで本市におきましては、男女共同参画の普及啓発のため、小・中学校で児童生徒や保護者等を対象にしました講座のほか、市民を対象としました女性活躍セミナー、男女とも輝ける職場や地域について考える講演会などを開催いたしまして、普及啓発に取り組んでまいりました。

本年度からは、これまでの取組を継続しながら、男女共同参画条例の周知のために、ホームページに特設の部分を掲載したり、条例の概要、アンコンシャスバイアスなど、男女共同参画の広報紙連載を始めることとしております。

また、条例の制定に伴い新たに設置します審議会委員や市職員を対象としました男女共同参画基礎研修を実施するほか、商工団体等にも出向きまして、男女共同参画の取組のさらなる推進について協力を求めていくことにしております。

これらの取組に加えまして、若者や女性に選ばれ
るまちの実現のため、関連する地方創生などの会合などで、先ほどからありますアンコンシャスバイアスの解消など、男女共同参画の普及啓発に取り組むこととしております。

今後とも、様々な機会、方法などを通じて、継続的に男女共同参画の普及啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

○5番（吉留良三君） 今、お答えいただきましたが、先日ちょっとまち協で少し話す場があって報告したら、やっぱり男性陣はあんまり反応しない。女性陣は「おっ」という顔をしました。だからやっぱり、こういうことを進めていく必要があると思いま

すし、さらに、コロナ等で、公民館の会合もほとんど学習会というかいろんな勉強会もないんですね。ぜひ、そういう場もあつたらいいなと思つてるところです。そういうことを含めて精一杯広げていただきたいと思つています。

そして、やっぱり雇用や賃金格差は市が率先してぜひ頑張つていただいて、若者が定着するようにしていただきたいですし、また、こういう課題も、ぜひ一生懸命頑張つて、いちき串木野市に若者が定着できるように、女性が定着できるようにしていただきたいというふうに思つています。

次に行きます。2番目です。身寄りのない高齢者・単身者問題についてであります。

8日付けの地元紙に、孤立死2万人という社説が掲載されました。少子高齢化、核家族化、家族関係の希薄化などの影響によって、身寄りのない高齢者・単身者が増えつつあると思うんですが、まず、本市の現状をお聞かせください。

○福祉課長（田中俊二君） 身寄りのない高齢者・単身者の本市の状況についてであります。

本市の現状では、身寄りのない高齢者・単身者の人数などは把握していないところでありますが、令和6年度に民生委員が実施しました高齢者実態調査では、65歳以上の単身者世帯は2,315世帯となつており、令和5年度と比較すると119世帯増えております。このようなことから、身寄りのない高齢者・単身者も同様に増えているのではないかと推測しております。

○5番（吉留良三君） 現状からするとますます増えるということで、新たな対応が求められるということで、国も調査をし、新たな対応を示すと思われ
ますが、まず、身寄りがないためお葬式が挙げられない、死後の行政手続ができない、また、遺品整理の問題もあると思つています。若い世代でも、保証人になつていただける方がなくて、賃貸住宅が借りられないなどあると思うんです。

申し上げましたように、国も身寄りのない方の問題で調査をし、新たな対応を示すと思われ
ますが、この問題の社会的背景、自治体の果たすべき役割等についてどのようにお考えか、お答えください。

○福祉課長（田中俊二君） 身寄りのない方々の様々な対応について、本市の実態と自治体の役割についてであります。

本市では、過去3年間に2件の身寄りのない方の葬儀対応を行っており、家族関係の希薄化など社会の変化に伴い、今後、市が対応しなければならないケースが増えると予測しております。

また、死後だけでなく、身寄りのない方の住宅入居や医療機関への入院、施設入所の支援も重要な課題であります。これにより、自治体の役割がますます重要になると考えています。

金銭管理を含む、入居、入院、施設入所支援、死後事務委任など必要な事務を円滑に進めるために、地域福祉計画に基づき関係機関と協力しながら取り組んでまいります。

○5番（吉留良三君） 今お答えいただきましたが、保証人がおらずに賃貸住宅が借りられない、入院や施設入所の保証人がいない、死後の葬祭・埋葬や遺品整理など様々な相談窓口を一本化して医療機関や施設等からの相談を受け、関係部署と連携を図っている市町村もあるようです。このことは、非常にやりやすいと好評だそうです。

本市の相談窓口体制はどのようになっていますか。

○福祉課長（田中俊二君） 身寄りのない方の相談窓口についてであります。

現在、本市では、身寄りのない方の相談についても、高齢者や障がい者などの担当部署で一旦相談を受け付けております。ただし、令和8年度から実施予定の重層的支援体制整備事業に向けて、多様な複合的課題を持つ方々については、福祉課を窓口として一本化する取組を進めております。

この体制により、医療機関や施設などからの相談を効率的に受け付け、関係部署と連携を図りながら、より包括的な支援を提供できるよう準備を進めているところであります。

○5番（吉留良三君） 回答いただきましたが、来年度から、いわゆる複合的な相談体制を福祉課で、まとめて対応するというので、一歩前進するのではないかというふうに思います。それをぜひ見守りたいと思います。

次です。

令和5年12月、厚労省の身寄りのない高齢者の支援に関する実態調査が行われたと思うんですが、主な調査内容、そして、本市はどのように回答されたのか、お伺いします。

○長寿介護課長（松崎知人君） 身寄りのない高齢者への支援実態に関する調査についてであります。

本調査は令和5年12月に行われたもので、調査元の国によると、「2040年には高齢者世帯の4割が単身世帯になることに加え、未婚化の上昇等により家族の支援が期待できない高齢者が急増すると予想されており、自治体職員に家族代わりの支援を求められる状況が続くと過度の負担がかかることが懸念されることから、身寄りのない高齢者に対する支援の実態を調査し、今後の政策検討の基礎資料とするため」とされています。設問は75項目あり、身寄りのない高齢者に対して、生活支援、入退院、転入居、死後対応の四つの場面について、実際に支援対応した項目に記載する形式となっています。

本市では、地域包括支援センターで実際に対応いたしました介護保険等の手続に関する業務、入院時の身の回り品の調達、医師による病状等の説明立会い、金融機関手続、家具やごみ処分に係る業者あつせんの項目等について回答したところであります。

○5番（吉留良三君） 多分この調査を基に新たな国の対応も出ると思うんですけれども、それらを含めてまた、ぜひ具体的なものもお聞かせいただきたいと思います。今日はこれでいきますが。

次に、身寄りのない方の支援について、包括支援センターや福祉課等における具体的な相談事例と、その中で現行制度での課題は何か、伺いたいと思います。

○福祉課長（田中俊二君） 身寄りのない方の支援について、具体的な事例と現行制度の課題についてであります。

まず、相談事例についてですが、生活困窮の分野では、家賃滞納により引っ越しが必要になっても、身寄りがなく連帯保証人がいないために引っ越しができないといった問題などがあります。

また、高齢者の分野では、親族がいるものの、死

後の対応や生存中の支援を期待できないケースなどがあり、令和6年度には33件の相談が寄せられています。

次に、現行制度の問題についてです。

身寄りのない方は複合的な問題を抱えていることが多く、複数の課や機関が連携して対応することが求められますが、その際の情報共有が課題として挙げられます。これに対し、重層的支援体制整備事業において、福祉課が中心となり定期的に重層的支援会議等を開催し、情報共有を図りたいと考えております。

さらに、関係各課や社会福祉協議会などの関係機関とも連携し、支援内容を検討していく予定としております。

○5番（吉留良三君） 今、様々な課題が出されましたが、今ありましたように、来年の新たな体制の中で情報共有をしながら課題解決を図っていくということでもあります。また、経過を見ていきたいと思っております。

次に行きます。

民生委員や自治会長等からの様々な情報収集も大事だと思うが、お葬式に関わった事例とか、死後の遺品整理や死後手続に携わった事例等はどうでしょうか。

○福祉課長（田中俊二君） 身寄りのない方に対する、民生委員、公民館長等の死後の手続等への関与についてであります。

民生委員は日頃から定期的に訪問している方などの孤独死などの発見に立ち会うことがしばしばあります。また、民生委員や公民館長が葬儀などの死後の手続に関わった事例があると考えられますが、市としてその詳細については把握していないところであります。

○5番（吉留良三君） この中で、緊急連絡ができなかった例とかはないんでしょうか。

○福祉課長（田中俊二君） 死亡時の発見時の緊急連絡ということではよろしいでしょうか。

緊急連絡につきましては、通常、民生委員が、見守りが必要な方につきましては、緊急連絡カードと

っておりますが、身寄りのない方については連絡先がありませんので、連絡が取れないといったケースはございます。

○5番（吉留良三君） 霧島市とか始良市とかは、身寄りのない方の支援についてガイドラインが作成されているようです。また、曾於市、伊佐市、さつま町などで作成の動きがあるようですが、県内の動向及び本市の検討結果はいかがでしょうか。

○福祉課長（田中俊二君） 身寄りのない方への支援ガイドラインの作成についての県内の動向及び本市の考え方についてであります。

県内19市のうち、ガイドラインを既に作成しているのは2市、作成を検討中が3市となっており、その他の市ではガイドラインの作成の検討は行われていないようであります。

本市としましては、地域福祉計画の中で身寄りのない方への対応方針を示しており、今後、他市の動向を参考にしながら、身寄りのない方へのガイドライン作成を検討してまいります。

○5番（吉留良三君） 作成の動きもほかの市ではあるようですが、検討していただいて、より良い方向で対応していただきたいと思っております。

この問題の最後です。

人口減少、少子化、親族との関係の希薄化などで無縁墓が増加しているのではと思うのですが、墓地改葬の申請状況、墓じまいなど、本市の現状と管理されないお墓の課題は何か伺います。

○市民生活課長（西久保敏彦君） 墓地の改葬申請につきましては、令和6年度に138件の申請がありました。改葬先は納骨堂が111件で全体の80.4%となっており、墓地から納骨堂に改葬する方が多く、お墓の管理しやすさや、管理する方の住所地へ移しているようです。

墓じまいについては、令和6年度は市有墓地で57件あり、令和3年度から令和6年度までの4年間の平均申請件数は約41件でした。

また、令和6年度の市有墓地使用申請件数は1件あり、令和3年度から6年度までの4年間の平均申請件数は約4件となっております。

市有墓地の使用数は令和7年度3月末で2,811棟、

使用率は79.3%であり、毎年墓地の返還届出数が使用申請数を上回っており、今後も減少傾向が続くと推測されます。

無管理状態の墓については、少子高齢化によりお墓の使用者が高齢となり墓参りが困難であることや、新たな承継者の不在、承継者が市外に居住し管理ができないことが考えられます。墓石は個人の財産でありますので、民間事業者を活用するなどして管理していただきたいと考えております。

○5番（吉留良三君） 改葬後の行方、市内、県内、県外、その辺の流れは分かりますか。

○市民生活課長（西久保敏彦君） 改葬後の行き先については、令和6年度で、市内79件、県内38件、県外21件となっております。

市外への改葬は約42.8%となっており、墓地から納骨堂に改葬する方が多く、お墓の管理しやすさや、管理する方の住所地へ移しているようです。

○5番（吉留良三君） あと、改葬をしても遺骨を引き取らない例があるというふうに聞くんですが、そのような例があるのかどうか、その場合、遺骨の行方をどうなっているのかを教えてください。

○市民生活課長（西久保敏彦君） 市外の火葬場によっては、火葬後の収骨を必要としない施設もあるようであります。本市の西薩火葬場では、火葬後の遺骨は引き取ってもらうこととなっており、そのような事例はないところであります。

○5番（吉留良三君） 今の身寄りのない高齢者・単身者問題については、今日は基本的なこと、具体的な課題等を少しお伺いしました。また、来年、新たな国の方向も出るようですから、一緒にまたより良い方法を考えていきたいと思っております。

最後に、川内原発の安全対策についてお伺いします。

3月の新聞報道で、全国の15原発の半径30キロメートル圏内で原発事故の避難計画を策定した116市町村のうち72自治体が、昨年の能登半島地震を踏まえ、避難計画の見直し必要ありと答え、また、南日本新聞社が4月に県民対象に意識調査した結果も、原発増設反対が51%、反対の理由のトップは「安全性に疑問」とありました。経済性優先で進められて

いる原発推進に、県民の根強い安全性への不安があります。

避難計画に関する報道でも、本市でも市民の方から御意見をいただきましたので、今日お伺いしたいと思います。

私は、原発はなくし、再生可能エネルギーへの転換の立場ですが、市長は、市民の命と暮らし、安全を守る責任があります。

そこでまず、一昨年12月、川内原発の1号機・2号機の20年延長を知事が許可し、今また、次世代炉の川内での建設まで取り沙汰されています。

高速増殖炉もんじゅの廃炉など、我が国の核燃料サイクルは破綻しており、川内原発の使用済燃料プールもあと6～7年で満杯と言われ、これを乾式貯蔵を選択をするとすると、半永久的に事故・被曝の不安の中で生活することになると思っております。

30キロメートル圏内の市長として、これらの懸念、不安への基本的な見解をお伺いします。

○市長（中屋謙治君） 原子力発電所の安全性の確保についてということではありますが、この安全性の確保については、国が一元的に規制・監督することが法的に位置づけられております。その任に当たるのが原子力規制委員会ではありますが、規制委員会において、その専門的、科学的見地から厳格な規制が行われておるところでございます。

このような厳しい規制の中にあっても、原発はやはり安全確保が大前提であります。そのため、原子力規制委員会と九州電力は、分かりやすく丁寧な説明を行うとともに、今後とも安全性を追求し、原発に対する理解と信頼性の向上に努めることが最重要だと思っております。

市といたしましても、市民の安心安全を守るため、住民避難などを定める原子力災害対策指針の見直しに当たりまして、屋内退避における放射線の低減率など10件の意見を国のほうに提出したところであります。

今後とも、国や県、関係自治体と連携しながら、防災訓練の実施、緊急時の情報伝達手段の確保、さらには避難所の整備、こういった問題に可能な限り対策を講じてまいりたいと考えております。

○5番（吉留良三君） 能登半島地震では、北陸電力志賀原発も被災しました。原発付近では活断層は問題なしと言われていましたが、実際は隣接に活断層があり、予想を超える被害となりました。

当初、原子力規制庁、北陸電力は、活断層について95キロメートルという具体的な活断層の距離を示していましたが、実際には今回の地震は150キロメートルということで、大幅に活断層そのものが大きくなっていたということです。

今回の地震は、マグニチュード7.6、震度7、活断層がおよそ150キロメートルにわたって連動したとされます。志賀原発では周辺部に活断層は把握されておりませんでした。川内原発の活断層の調査は何年前にどのような形で調査されているのか、また、川内原発の敷地内・周辺部に危険な活断層はないのか、どのように認識されているかを伺います。

○企画政策課長（山崎達治君） 川内原発周辺部の活断層についてであります。

川内原発周辺の活断層調査につきましては、設置者であります九州電力において、航空写真による変動地形学調査、海域での音波探査、ボーリング調査など複数の手法を用いて、川内原発建設当初から継続的に調査を行っているとのことであり。その上で、活断層の評価に当たりましては、確実に活断層が確認されていない地点まで断層の長さを延長し、評価されております。

また、原発周辺の活断層につきましては、半径30キロメートル内外の18の活断層を評価対象としております。そのうち、施設に大きな影響を与えるおそれがあると想定される活断層とし、市来断層帯市来区間、甕断層帯甕区間、市来断層帯甕海峡中央区間の三つの活断層を選定し、これらの活断層により想定される揺れを反映した評価を行い、基準地震動が策定されております。

これらの活断層評価につきましては、2013年に原子力規制委員会の地震対策の新規制基準による厳格な適合検査を受け、2014年に原子炉設置変更の許可がされております。

なお、震源を特定せずに策定する地震動につきましては、原子力規制委員会の新規制基準に基づく厳

格な審査を受け、2024年2月、昨年に原子炉設置変更が許可されております。

○5番（吉留良三君） この志賀原発が被災したときも、実は近くに珠洲原発というのが予定されていましたが、反対運動等で原発が立地されませんでした。4メートルの隆起があったようなところ。これが本当に造られていたらどうなるのかというふうに思いますし、まさに想定外のことがいっぱい、今回起きているのではないかとこのように考えます。

川内原発の30キロメートル圏内に2万6,000人の全市民が生活しているわけですが、地元のいちき串木野市の市長として、これまでの経過を踏まえて、川内原発周辺の活断層の再調査を、国、原子力規制庁に求めていくべきではないかと思うんですが、いかがですか。

○市長（中屋謙治君） 川内原発における活断層の調査につきましては、これまで、設置者であります九州電力において、周辺及び海域活断層を含めた詳細な地質調査等が行われてきております。その評価につきましては、原子力規制委員会によりまして、技術的かつ専門的な見地から厳格な審査により確認がなされたものと認識いたしております。

活断層や地震に関する調査評価につきましては、高度な専門性を要する分野であります。昨年1月に発生いたしました能登半島地震後においても、新規規制基準の見直しには至っておりません。

今後、新たな知見や異なる見解が示された場合には、原子力規制委員会において必要に応じて技術的・専門的な議論がなされるものと考えております。

○5番（吉留良三君） まさに規制庁なんかの知見、我々の及ばないところですが、知見が95キロメートルが150キロメートルになったとか、想定外のことがいっぱい起きているわけですから、ぜひ、また、新たな知見を含めて新たな取組を進めていくべきだというふうに思います。

次に行きます。

本市のモニタリングポストの設置状況と、能登半島地震で発生したデータの送信トラブルと、同様の事態への本市の対策と考えを伺います。

○企画政策課長（山崎達治君） 本市のモニタリン

グポストについてであります。

本市内には、県が設置しました、平常時モニタリングポスト4か所、緊急時モニタリングポスト6か所が設置されております。

これらのモニタリングポストでは、万が一機器の電源等が喪失した場合にも測定や伝送が中断しないよう、商用電源と非常用電源の二重化が図られているほか、通信についても衛星通信等を活用した多重化が図られております。

災害発生時において、万が一モニタリング機器にトラブルが発生した場合には、県において蓄電池を装備した可搬型モニタリングポストの設置による対応がなされることとなっております。

能登半島地震においては、志賀原発周辺のモニタリングポストの一部が通信障害により欠測する事象が発生しております。こうした問題に対応するため、国においては、より強靱で機動的な放射線モニタリングシステムを構築すべく、最新の科学技術を取り入れる取組を先進的モニタリングシステム構想として進められているところであります。

○5番（吉留良三君） 原発事故時の避難計画をめぐる共同通信のアンケートが3月11日に報道されました。これに対して市民の皆さんの質問、意見があったものですから今日はこの課題等を取り上げているわけですが、30キロメートル圏内の9市町のうちの5市町は計画見直しの必要性ありと回答し、本市はどちらかといえば必要ないと答え、避難道路の寸断は想定していないと回答されたが、その判断はどうだったのか、お答えください。

○まちづくり防災課長（宮持大作君） 原発事故時の避難計画をめぐるアンケート調査の回答についてであります。

令和5年3月に作成した原子力災害住民避難計画は、本市の約2万6,000人の避難先などを定めており、西回り自動車道、国道3号、国道270号、広域農道を使用して、鹿児島市、枕崎市、南九州市、指宿市に避難する計画であります。

原発事故時の避難計画をめぐる共同通信のアンケート調査については、それらの避難道路や生活道路の寸断等が起きた場合に、避難計画の見直しが必要

であるか、能登半島地震で、避難道路、屋内退避先となる建物の損傷も相次いだ状況を受け、避難計画の見直しが必要かを問うものであります。

市としましては、計画上は南薩方面への避難を現状の3ルートで避難することを基本とし、避難先や道路の状況、放射性物質の流れを考慮して、状況に応じて避難先やルートを変更することで、住民が安全に避難できるよう対応することとしておりますので、計画の見直しはどちらかといえば必要ないと回答しております。

なお、今年2月に実施された国の原子力防災訓練時においては、放射性物質の影響を考慮した県の指示を受けて、霧島市を避難先としました。また、避難経路についても、市比野へ向かう県道39号が通行止めという設定で、広域農道からのルートを選択して避難する訓練を行っております。

このように、避難につきましては、国や県、関係自治体と連携して、状況に応じて安全に避難できるよう対応してまいります。

○5番（吉留良三君） 今、アンケートの結果に対する回答の状況についてありました。そういうことで新聞報道はしたということでもあります。

もう一つ、ハード整備には不十分との回答であったと思うんですが、その根拠は何でしょうか。

○まちづくり防災課長（宮持大作君） ハード整備は、放射線防護施設のことだと考えております。

放射線防護施設につきましては、羽島、土川の交流センターに加え荒川地区でも検討しており、施設整備の前提条件となる荒川交流センターの耐震診断を今年度実施することとしております。

○5番（吉留良三君） 最後に、能登半島地震では道路が寸断され、集落が孤立しました。川内原発で同様に集落の孤立等が発生した場合、安定ヨウ素剤の配布が難しくなると思うんですが、備蓄場所の見直し等が必要なのか、必要ではないのか、お伺いします。

○まちづくり防災課長（宮持大作君） 原子力災害時の孤立集落に対する安定ヨウ素剤の備蓄及び配布についてであります。

安定ヨウ素剤の配布につきましては国や県の指示

で行われるため、県に問合せをしたところ、市で備蓄している安定ヨウ素剤は、緊急配布場所等で医師や薬剤師等の説明を受けた上で配布することを原則としているとのことであります。

住民が孤立した場合におきましても、孤立した住民を安全に避難させた後、緊急配布場所などにおいて安定ヨウ素剤を配布するとのことでありますので、備蓄場所の見直しについては考えていないところであります。

県におきましては、原子力災害時に緊急配布場所などにてスムーズな受渡しができるかなど毎年配布訓練を実施しており、今後も訓練を重ねていくとのことであります。

○5番（吉留良三君） 今もろもろ説明いただきましたが、正直言いまして、私たちの知見で判断できるというか、大きな問題があります。

ただ一つ、最初申し上げましたけれども、川内原発の核のごみがあと6～7年で満杯になるということでありますし、さらに、6月6日の新聞で、原発60年超制度が今日始まるよと。超老朽炉が続出し、安全性に課題というのがありますし、核ごみ施設賛成ゼロ、鹿児島県の知事も反対、そういうことがあります。

そうすると、私個人で考えられるのは、核のごみを6～7年後にどうするのか、私は何ら策が示されていないと思います。そうした中で、非常に危険な物があそこに貯められていくとすれば、本当に、私たち市民、2万6,000人の市民の安全性をどうするのか。冒頭、基本的な考えを伺いましたけれども、最後にもう1回、市長、こういうことを、九電に、規制庁に、安全をしっかりとしてくださいというレベルを超えて、確実に6～7年で満タンになって乾式へのということを含めてやるとすれば、本当にどうなんだろうかというふうに思います。それを最後に聞いて終わりたいと思います。

○市長（中屋謙治君） 乾式貯蔵施設のお話かと思いますが、川内原発におきます乾式貯蔵施設の設置ということでありますけれども、九電にお話を伺いますと、「信頼性及び運用性の向上を図る観点から、技術的な検討を行っています」といった報告を受け

ておりますけれども、それ以上の情報は持ち合わせていないところでございます。

○5番（吉留良三君） 結局そういうことで、安全性は確保されていないということではないでしょうか。

そういうことで、今日の質問は終わります。

○議長（中里純人君） 以上で本日の日程は終了しました。

△散 会

○議長（中里純人君） 本日はこれで散会します。

散会 午後3時52分